

【第 34 回新型コロナウイルス感染症対策会議】

R3.2.4 PM1:45～

5F 大会議室

出席者；金井会長、水谷・神田・廣澤副会長、桃木・松本・丸木・登坂・
松山・長又・寺師・鹿嶋・小室常任理事
県行政（保健医療部 秋田企画幹 保健医療政策課 涌井主幹
飯田主幹 斎木主幹）

金井会長

本日も県の方に出席いただいている。まず現状から説明いただきたい。

秋田企画幹

資料 1 の 1 ページであるが、検査数については、1 月の中旬くらいに 7000 件に迫るような数をこなしていただいている。その後緊急事態宣言等もあり、検査数も落ち着いてきていると思われる。2 ページの陽性率の推移であるが、5.7%まで下がってきている。検査のキャパシティが十分な中で陽性率が下がっているものと認識している。3 ページの陽性者数の推移であるが、一週間ごとの陽性率の推移をみると、1 月 8 日の緊急事態宣言までは絶壁のように上昇していたものが、宣言後は横ばいになり、1 月下旬ころから急速に下がるようになっていく。ただし、現時点においてもかなり逼迫していた年末の時点に戻った程度となっているため、緊急事態宣言が延長となった。4 ページの陽性者数の推移であるが、1 月 27 日現在で、療養者が 4604 人となっており、一時期は 6000 人に迫るような数だったが、この点も少しずつではあるが、落ち着きを取り戻しつつあると思われる。5 ページは病床使用率の推移であるが、1 月 27 日現在 71.7%と依然として高い水準で推移している。重症は一見して下がったように見えるが、元々分母が低いため、決して楽観できる状況ではない。6 ページは 3 週間の発生動向であるが、総数は落ち着いてきた。年齢別だと数が増えたときは 20 代 30 代が多かったが、落ち着いたところになると 20 代 30 代が減ったということになる。高齢者はあまり変化がないた

め、数の増減は 20 代 30 代によるものと思われる。7 ページは感染経路推移であるが、直近の 1 週間は飲食店関係が減った。変わって高齢者施設が多くなってきている。県としては改めて研修会等を開催し、この部分をおさえていくようにしたい。8 ページは県内の一週間ごとの人口 10 万人あたりの新規陽性者数である。赤の部分は主にクラスターである。9 ページは国のステージ指標について日ごとにみたものである。概ね全体的に下がっているが、病床占有率は依然とし高い状況である。感染経路不明の割合も、感染者が多く、保健所の手が足りなかったこともあり、増加している。最後の 9 ページであるが、埼玉県と東京、神奈川、千葉を比較したものである。本県は概ね他県に比べ少ない状況である。特に先生方の診療・検査医療機関のご協力もあって、PCR 陽性率が非常に低くなっている。東京の病床使用率が低いのは、最近小池知事が病床数を増やしたと発表したことにより、分母が変わったことによるとと思われる。

金井会長

東京都は多分、重症者の病床のほぼ 100%だと思う。東京は突然数を増やすので率が減り、そういう事が出来るが、それに意味があるのかということも疑問である。次にワクチンについてお願いする。

秋田企画幹

ワクチンの小分けに関することである。経緯を話すと前回の郡市医師会長会議で各郡市のご意見を伺い、翌日、金井会長の指示で各郡市医師会に小分けをどう考えるかアンケートをした。今から説明するものは、その後に国が通知を出し、いわゆる練馬モデルというものが大きく報道され、小分けができるような表現をされてしまったことで、誤解や憶測が生じたため、改めて練馬モデルが何を語っていたのかを説明したい。結論から言うと 2 月 1 日付の郡市医師会長様あての文書（資料 2）のアンダーラインを引かせていただいたところとなる。郡市医師会長会議でも議論が医療従事者の時か住民接種の時か、だいぶ混同していた印象がある。明確に分けて考えなくてはならない。練馬モデルについても医療従事者の接種は、埼玉と同様、病院接

種を中心に考えている。住民接種の際は診療所を中心に接種する予定としているため、その練習として、一部の診療所で試行的に実施するということであるため、練馬については、医療従事者は病院中心に実施するのは埼玉と変わらないということである。もうひとつは、金井会長から各都市医師会長にアンケートをとっていただいたとおり、住民接種の際、小分けをやっていけると思うが、やはり制約があるということである。ディープフリーザーから取り出して5日以内に接種しなくてはならないこと。現場の管理がうまくいかなかったことによりワクチンに残が生じた場合には、責任を問われる可能性があること。資料3で練馬モデルの考え方を示している。2ページに基本的な考え方が掲載されているが、ファイザー社は品質管理の観点から多くの小分けは推奨していない。ただし、きちんと管理し、事務負担も全てかぶり、実際に動かせるのであれば、小分けも可能としている。練馬区は単に小分けをどこかに任せているのではなく、区が全て発送事務や手配、台帳の管理等を業者にも委託し、区の責任で実施することとなっている。それから、小分けしても診療所で接種する数は限られるため、小分けだけをやっているのではなく、集団接種会場もきちんと設置している。埼玉のB病院に相当すると思われるが、住民接種をする病院の会場もきちっと設置している。それぞれをやったうえで小分けも実施しているということで、全体の力をミックスしてやろうというものである。3ページに記載されているとおり、事務負担を全て区が責任をもってやっているということが前提となっている。最後のページは本県の考え方であるが、医療従事者の接種は間近に迫っている状況で、2月の10日までにリストをいただいて割り当てをし、接種券を印刷しなければならないというフェーズになっている。そのため、我々としては、医療従事者の接種については原則、Aグループと連携型接種施設の病院中心で実施していただければありがたいと思う。高齢者優先接種以降の住民接種のフェーズに入ったら、Bグループ病院に加えて1施設当たり3つということで上限は書かれているが、このところは柔軟に考えて管理ができる範囲で少数のサテラ

イト施設を組み合わせを考えていくことも当然有効であると思っている。最後に小分けについてはファイザーだけであって、ファイザーが先に来ているので、このような議論になっているという印象である。例えばアストラゼネカやモデルナであれば、逆に病院や集団接種会場ではなく、全ての診療所の先生方にご協力いただかなくてはならないフェーズが来ますので、薬剤の性質等を考えると今のやり方がいいのではないかと思う。

小室常任理事

A病院から、事務に係るところで市町村から応援はいただけないかという質問があった。そのように指導しているか。

秋田企画幹

現在、医療従事者向け接種の調整をしている段階のため、まだそこまで話はしていないが、実施主体は市町村のため、住民接種になった場合、当然市町村の手伝いは必要と考える。

小室常任理事

何とか医療従事者向けの接種の段階から手伝えるよう、指導いただきたい。

丸木常任理事

資料4をご覧ください。実際に地区医師会でサテライトとして接種したいというところがあるため、医療従事者と高齢者のあと、どうやって動くのかシュミレーションしてみた。人口10万人の地域において、医療従事者の優先接種が終わった後、高齢者と高齢者従業員の接種数は、27500程度と推計する。接種率を90%と想定すると、10万人あたり24750人を接種することとなる。国は高齢者接種は12週間、6週間の2クールで完了を目指すと言っているため、もし集団接種場所がある場合、サテライト数等でシュミレーションすると、全く集団接種場所がなく、サテライトだけで頑張るというところは、サテライト数が10カ所と仮定すると1医療機関1日82人接種することとなる。30カ所あっても27人接種しなくてはならない。医療機関に聞くと1日10人が限度と言っている。そのため、集団接種会場がないとできないということ。10万人規模で集団接種会場が2カ所あれば、20のサテライトで1日

10人程度となる。3カ所になるとサテライトで接種しなくても済む算段となる。そのため、まず集団接種会場ありきでサテライトを決めていく必要があると思われる。

桃木常任理事

さいたま市は既にシュミレーションをしているので、県から確認いただければと思う。もう一点、本日、練馬区では住民接種だと思うが、区役所から50から100所に小分けするという報道があったが可能なのか。

秋田企画幹

練馬区は可能とするだけの人とお金を投入している。区の責任において業者に委託等をしていると聞いている。

金井会長

現在、全てがファイザーのワクチンでの議論となっている。今後アストラゼネカもモデルナも出るので、そこに頼ってもいいと思う。次に集合契約について説明いただきたい。

秋田企画幹

資料5をご覧ください。2ページ以降、日本医師会からの分厚い通知となっている。内容を1ページにまとめた。今回、ワクチン接種医療機関は国と契約をする必要がある。各医療機関で契約するのは手間なので、電子的に集合契約という形態をとることとなっている。県医師会から日医の通知を送ることをもって、契約が必要であることを郡市医師会に周知いただく。その後、郡市医師会は接種医療機関に周知いただき、医療機関でV-SYSというシステムに必要な事項を入力することとなる。とりあえず医療従事者向け接種に携わる医療機関は2月17日までに入力いただく必要がある。入力すると郡市医師会からもV-SYSにアクセス可能となり、郡市医師会で先生方が入力していることを確認し、確認ボタンを押していただくとシステムから受領通知が送付される。その後医療機関で委任状に押印のうえ、郡市医師会に郵送し、郡市医師会は、この委任状を保管し、県医師会に再委任状を提出する。県医師会は再委任状を保管し、日本医師会あてに再々委任状を提出することとなる。きわめて事務的であるが、怠ると接種できなくなるので、特に医療従事

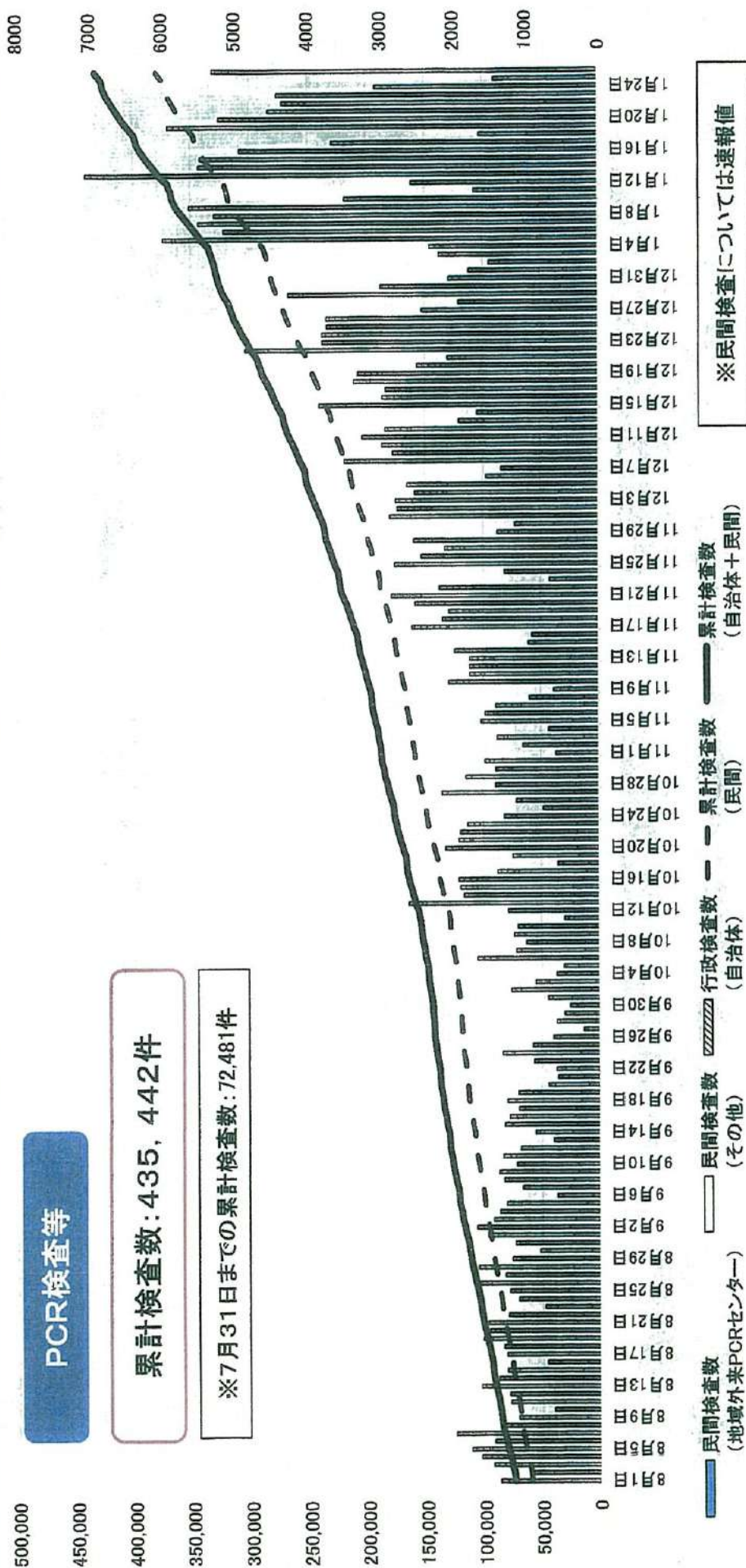
者向けの接種をする医療機関は2月17日までをお願いしたい。それから、2月2日付の新型コロナウイルスワクチンの医療従事者等向け接種の割当て医療機関の確認についてという文書（資料6）があるが、参考とし浦和医師会の例を添付している。現在、各地域の割当てをお願いしているが、これに基づき既に提出している医療従事者の人数を字ごとに把握したものを機械的に割り当てた案を昨日、郡市医師会宛に送付したので、相違ないか、確認いただき、2月9日までに返信いただきたいというものである。もう一点、医療従事者ノワクチン接種に係る予約受付サイトの利用についてという文書であるが、これは医療従事者接種にかかわる医療機関に電話がくると、かなり煩雑になるため、予約システムの導入を検討しているという文書（資料7）である。予算が認められたので、実施することとした。対象は他の医療機関の医療従事者を接種する医療機関とする。希望があればということで昨日、郡市医師会宛通知したので、希望がある場合は、2月12日までにお知らせ頂きたいというものである。

金井会長

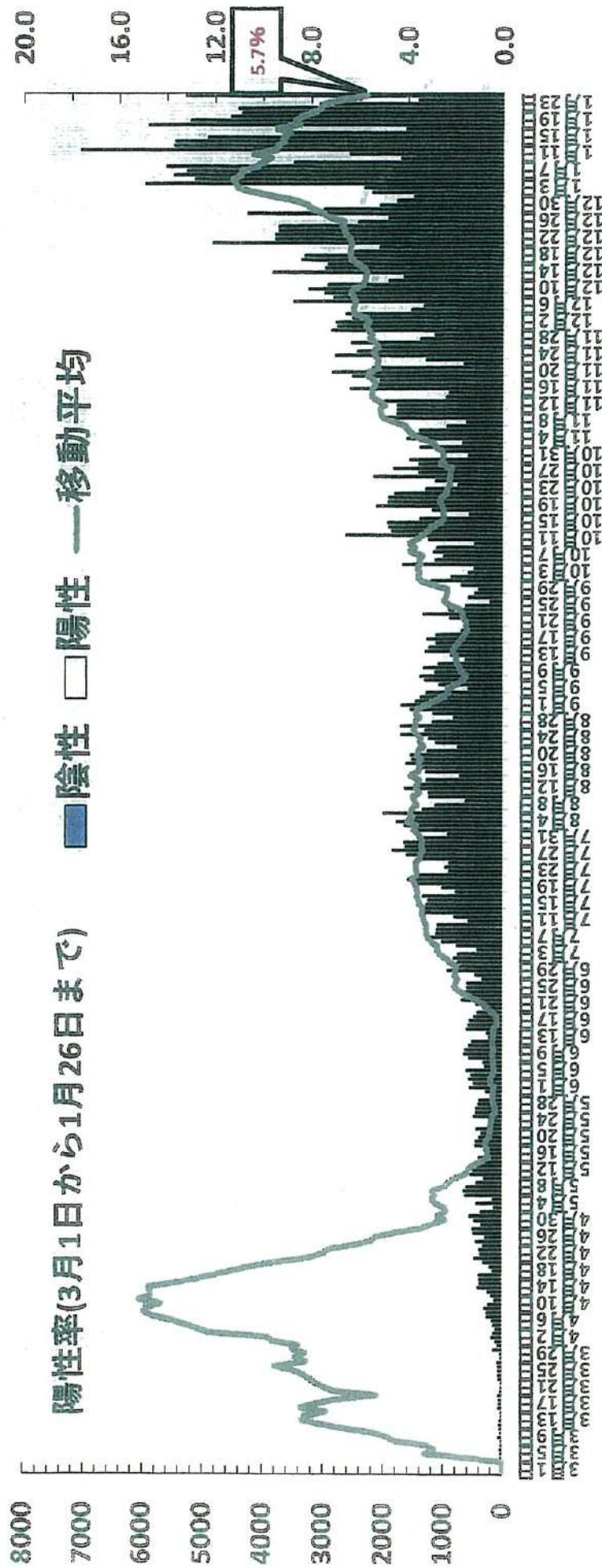
それでは、この後理事会となるのでお願いします。

PCR検査等の現状

資料 1



陽性率の推移



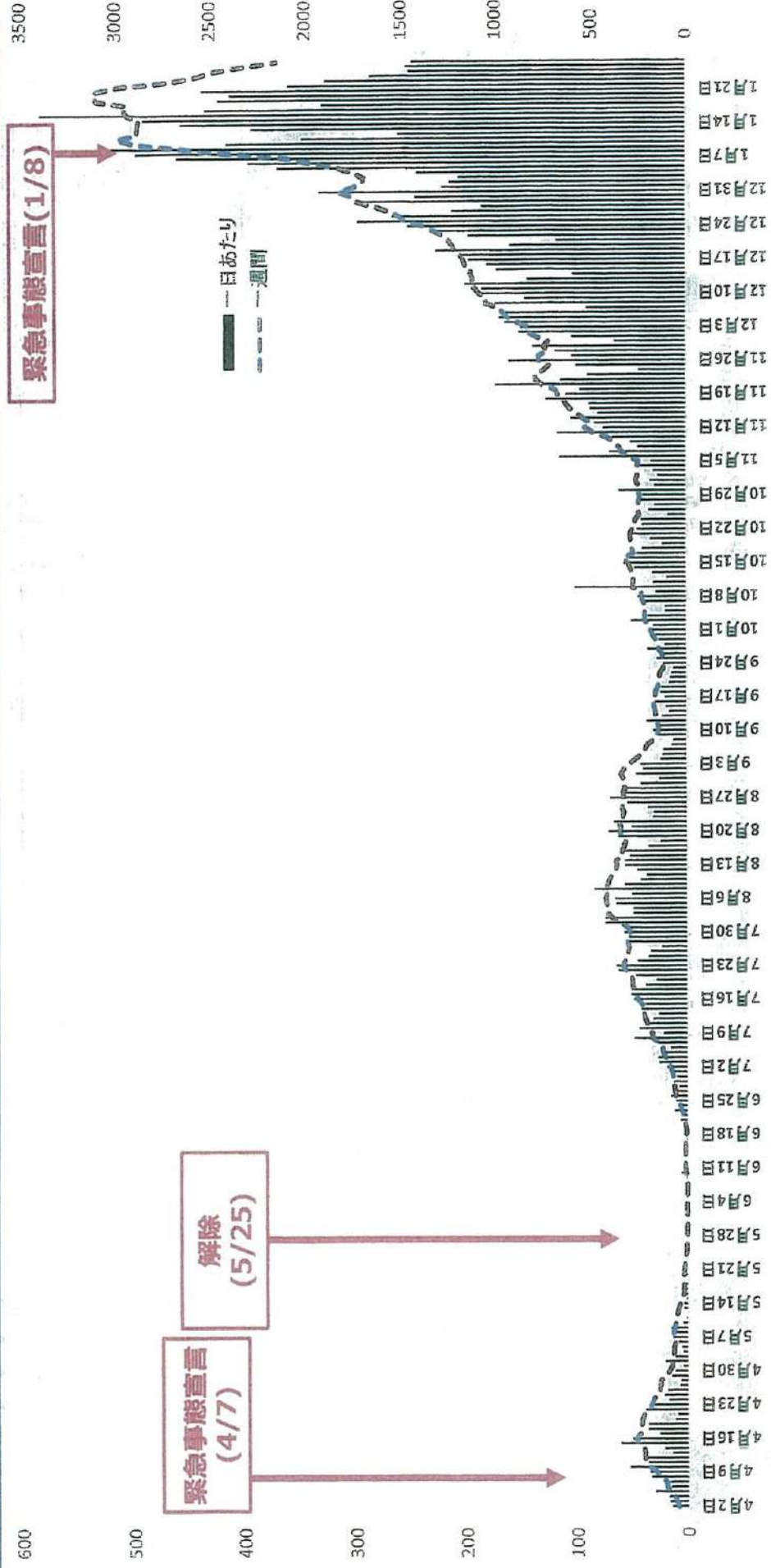
※陽性率は、民間検査の検査人数が報告されるまでのタイムラグなど日々の結果のばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、移動平均の値を使用。

「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。

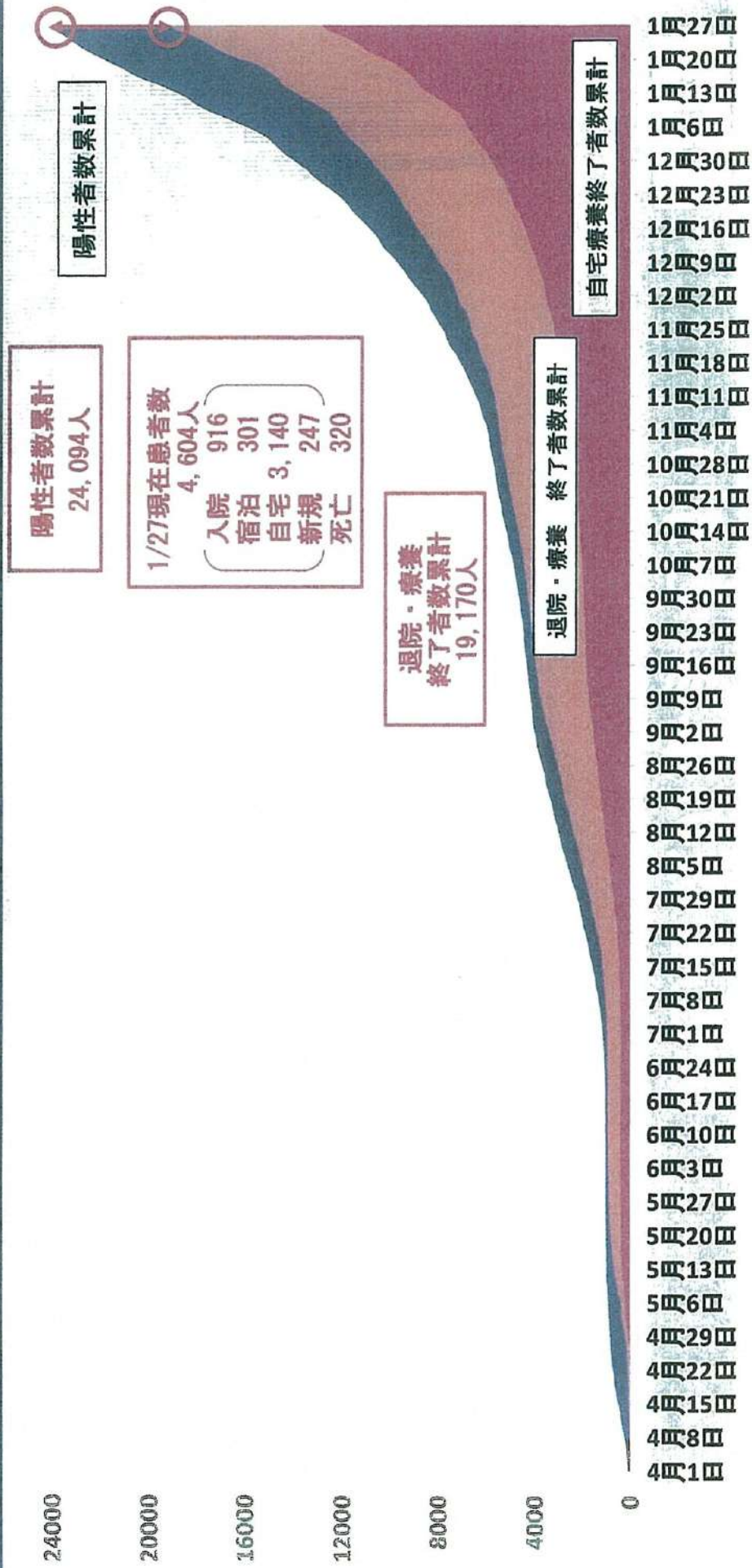
※民間検査分は速報値であるため、遡って数値を修正する場合がある。

※陰性確認のための検査は含まれていない。

陽性者数の推移(日別)



陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)



病床使用率の推移

感染患者受入病床

1,278床

うち、重症患者受入病床

140床

— 感染患者受入病床使用率
- - 重症患者受入病床使用率

入院者数: 916人
使用率: 71.7%

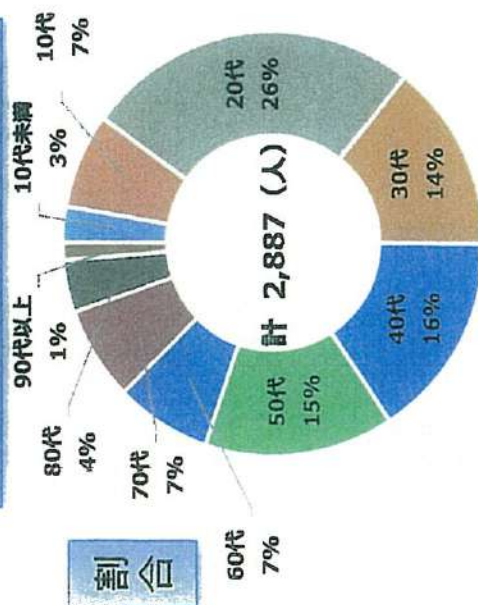
うち重症: 79人
使用率: 56.4%

80.0%
70.0%
60.0%
50.0%
40.0%
30.0%
20.0%
10.0%
0.0%

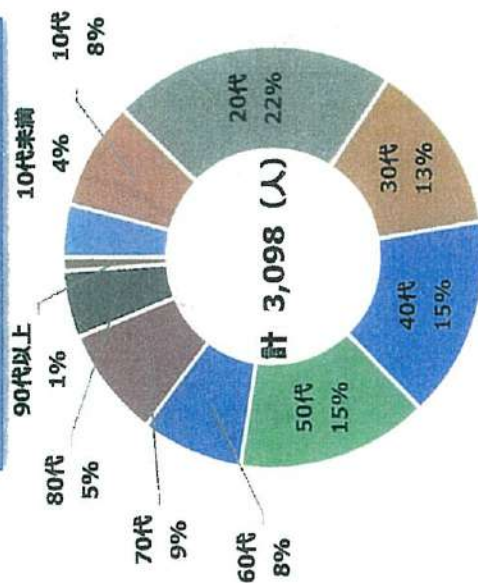
4月8日 4月22日 5月6日 5月20日 6月3日 6月17日 7月1日 7月15日 7月29日 8月12日 8月26日 9月9日 9月23日 10月7日 10月21日 11月4日 11月18日 12月2日 12月16日 12月30日 1月13日 1月27日

3週間の発生動向について(年齢別)

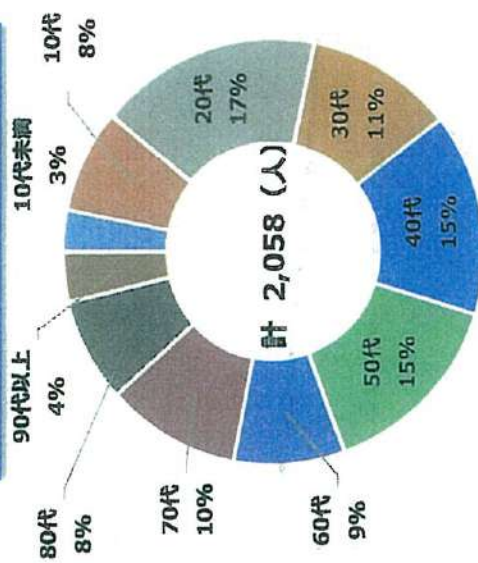
①1月6日～1月12日



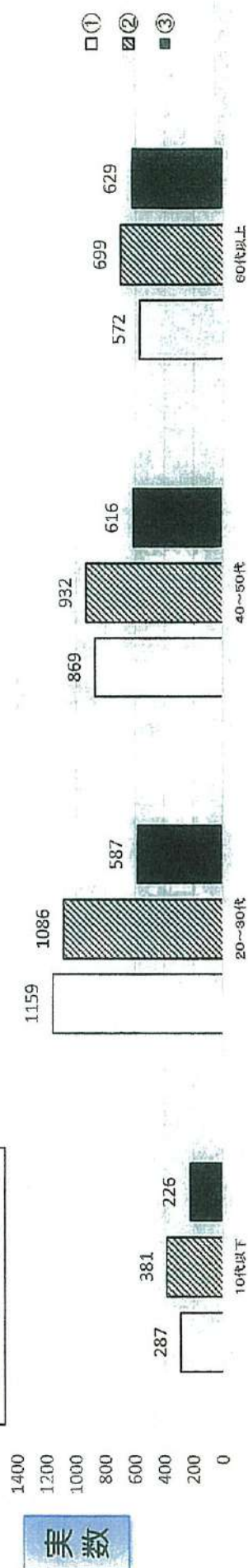
②1月13日～1月19日



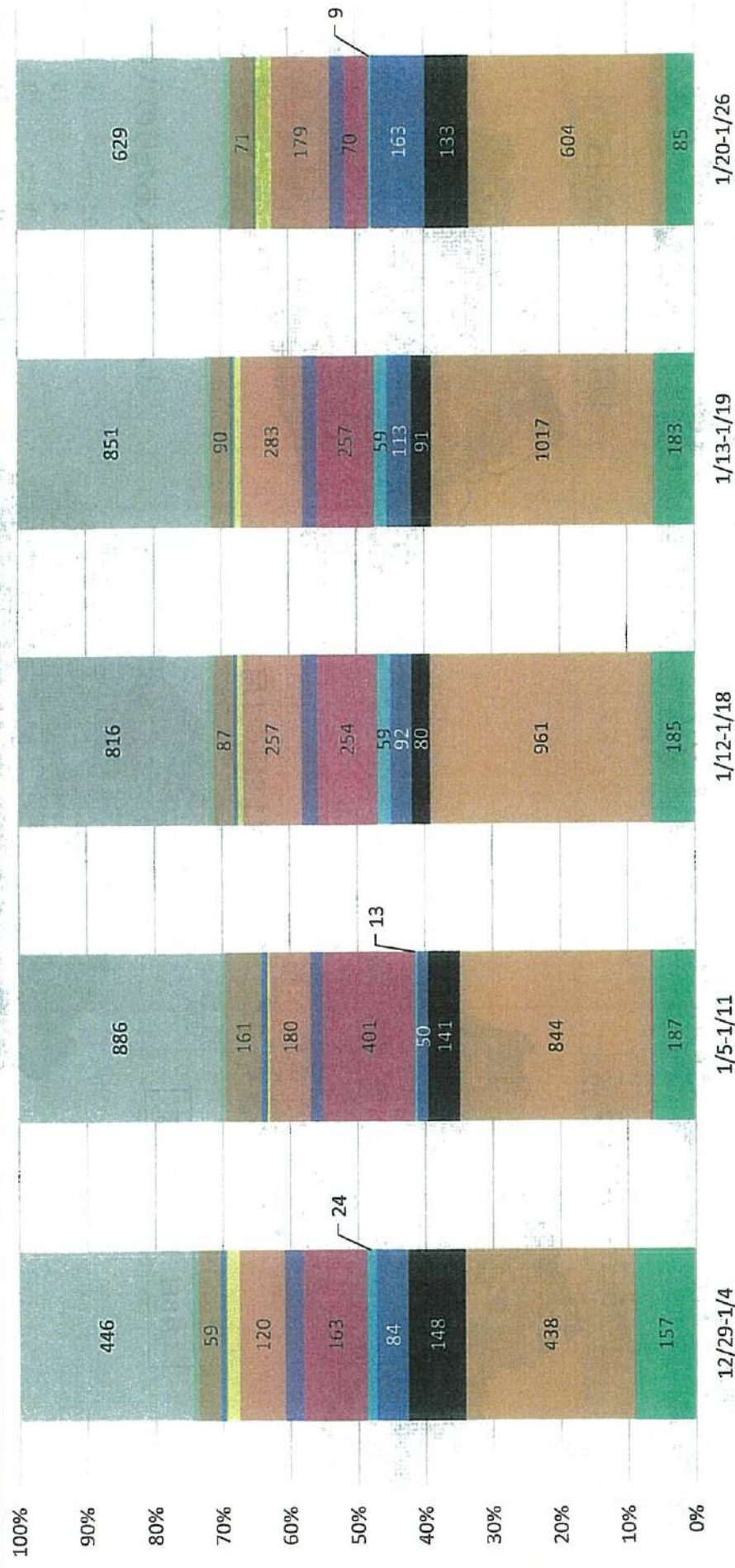
③1月20日～1月26日



1月8日 緊急事態宣言



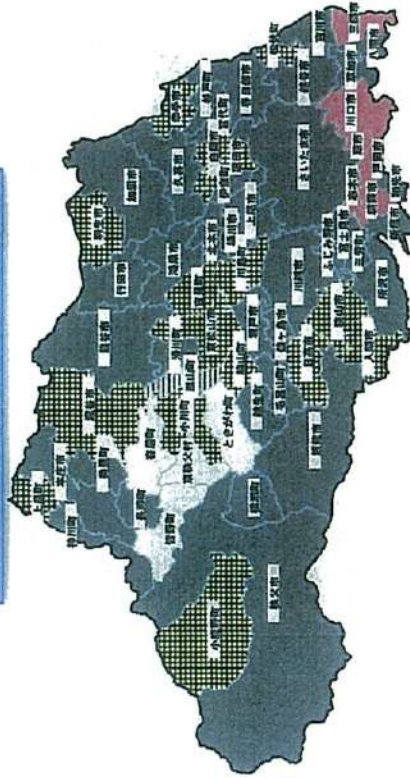
感染経路推移【1週間ごと・構成比】(判明日ベース)



■ 都内由来 ■ 夜の街 ■ 家庭内 ■ 病院内 ■ 施設(高齢) ■ 施設(その他) ■ 飲食店、会食 ■ 外国人 ■ 勤務先 ■ 学校 ■ 大学 ■ 旅行 ■ その他 ■ イベント等 ■ 不明

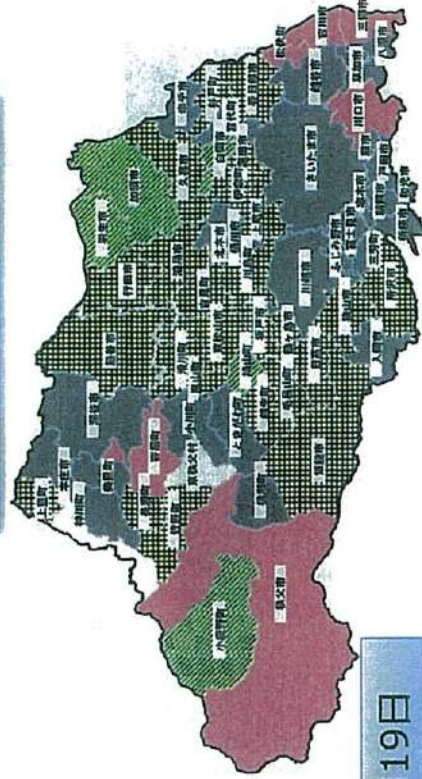
人口10万人あたりの新規陽性者数(1週間ごと)

1月6日～1月12日

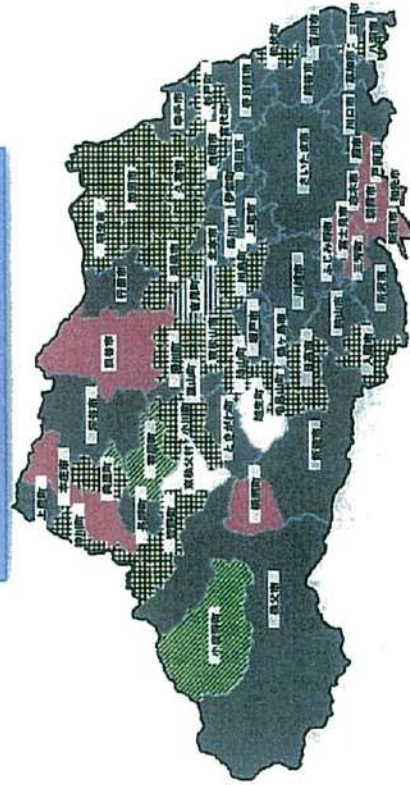


1月8日 緊急事態宣言

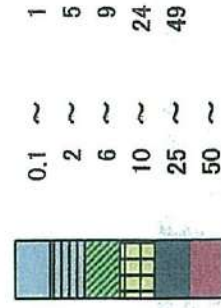
1月20日～1月26日



1月13日～1月19日



(人口10万人あたりの人数)



埼玉県感染症動向の推移について(ステージ指標)

	ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	1月13日	1月20日	1月27日
病床全体占有率	確保病床の占有率25%以上 (50%以上)	71.0% (899/1,267)	69.0% (872/1,264)	71.7% (916/1,278)
うち重症病床占有率	確保病床の占有率25%以上 (50%以上)	57.3% (67/117)	64.4% (87/135)	56.4% (79/140)
療養者数	人口10万人当たりの 全療養者数15人以上 (25人以上)	63.3人 (4,634人)	74.3人 (5,450人)	62.7人 (4,604人)
PCR検査陽性率 (※1週間の平均)	10%	9.4%	8.7%	5.7% ※1日26日の数値
新規報告数	15人/10万人/週以上 (25人以上)	39.3人 (2,884人)	42.5人 (3,119人)	29.3人 (2,154人)
直近1週間と 先週1週間の比較	直近1週間が 先週1週間より多い	1.46	1.08	0.69
感染経路不明割合	50%	45.9%	39.9%	41.6%
※参考 実効再生産数	※計算式 =(直近7日間の新規陽性者数/その前 の7日間の新規陽性者数)^(5日※/7 日)※平均世代時間を5日と仮定	1.311	1.058	0.768

1月8日 緊急事態宣言

ステージ指標1都3県比較（0127時点）

	医療提供体制などの負荷			監視体制	感染の状況		
	病床の逼迫具合		療養者数	PCR陽性率	新規報告数	直近1週間と 先週1週間の 比較	感染経路 不明割合
	病床全体	うち重症者用病床					
ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	確保病床の25%以上 (50%以上)		人口10万人当た りの全療養者数 15人以上 (25人以上)	10%	15人/10万人/ 週以上 (25人以上)	直近1週間が 先週1週間より多 い	50%
本県	71.7%	56.4%	62.7人	5.7%	29.3人	0.69	41.6%
東京都	71.8%	63.6%	115.8人	8.4%	52.6人	0.69	53.7%
神奈川県	85.5%	96.5%	44.0人	13.5%	42.2人	0.66	48.2%
千葉県	65.3%	70.1%	85.4人	10.8%	41.0人	0.81	67.9%

※各自治体HP等より取得(1/28 10時時点)

各都市医師会長 様

埼玉県保健医療部長 関本 建二

新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種実施計画の取組事例について

日頃、本県の感染症対策に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、各地域において取り組んでいる新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種実施体制整備の参考となる取組事例として、国から資料が示されましたので、別添のとおり送付いたします。

紹介する事例のうち、東京都練馬区における事例は、医療従事者等は、埼玉県と同様に病院において接種すること原則としており、一部の診療所において試行的に小分けを行うのみとなっています。

1 か所の基本型接種施設から多くの診療所にワクチンを小分けするのは、65歳以上の高齢者などの住民接種の段階であり、その際にも病院や集団接種会場も併用するという考え方になっております。

練馬区の接種計画は、区において多大な事務負担と管理責任を負うことを前提に策定されており、各地域で同様の取組を行う場合には、その多大な事務の実施主体と実施体制について十分に検討する必要があります。また、超低温冷凍庫から取り出してから5日以内に接種を完了できない場合や、多くの小分けにより余剰が生じ、大量に廃棄した場合については、関係医療機関や市町村等が管理責任を負う可能性もあることを念頭に置く必要があります。

検討する際の参考となる考え方を「別紙資料」にまとめましたので参考としてください。なお、当資料につきましては、県内の各市町村にも通知しておりますことを申し添えます。

担 当

新型コロナウイルスワクチンチーム
(感染症対策課内)

048-830-7507・7508
a3510-22@pref.saitama.lg.jp

ファイザー社のワクチンの小分けについて 【「練馬区モデル」の考え方】

ファイザー社ワクチンの小分けの基本的な考え方

- 国は元々、ファイザー社のワクチンは原則小分けにすることができず、小分けができないことを前提に体制を構築することを推奨（1月25日の自治体向け説明会でも、ファイザー社の担当者から「小分けは推奨できない」と明言）
- 1月8日(金)の国通知及び1月15日(金)の国による都道府県向け説明会などにおいて、例外的に小分けができる取り扱いが示された【小分けを行うか否かについては、あくまでも任意】

取扱いの主な条件

 - ・ 連携型接種施設（医療従事者接種）・・・概ね100人以上の医療従事者のいるB病院にA病院から移送
 - ・ サテライト型接種施設（住民接種～）・・・1つの基本型接種施設から3か所程度までに限られる
- 地域の実情に応じて、国の原則と異なる対応（多くの医療機関に小分けにして移送等）も取りうると思われるが、その場合、**発送元の医療機関等に多大な事務負担が生じる。**
- また、上記の多大な事務負担に伴う**事務上の誤り**や、小分け先の増加や移送の遅延による**ワクチンの廃棄等の管理責任を関係する医療機関や市町村等が負う可能性もある**ことを念頭に入れる必要がある。

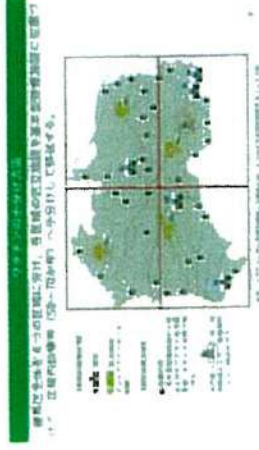
「練馬区モデル」の考え方

練馬区モデルの特徴

- **医療従事者等は、埼玉県と同様に病院において接種する（一部の診療所において試行的に小分けを行うのみ）**
- **住民接種において、集団接種会場と個別接種会場を併用**
- 区内約250の診療所を個別接種会場とし、基本型接種施設（区立施設）からワクチン等を送る
- ワクチンに廃棄が出ないように予約管理を徹底

下記のような多大な事務負担を、接種主体となる自治体（市区町村）が責任を持って実施する体制が整って成立するモデル

- ワクチン接種見込数のとりまとめ、V－S－Y－Sによる発注
- 納品されたワクチン及び付属物の検品、温度逸脱の確認
- ワクチン分配管理台帳の作成・記入
- 診療所等の予約数（区医師会がとりまとめ）に基づく移送の準備
- 分配するワクチンの解凍
- ロット番号ごとの接種シールの準備
- 移送先ごとの情報提供シートの作成（受渡日、超低温冷凍庫からの取出日時、ロット番号等を記載）
- ワクチン以外の物品（添付文書、英語/日本語ラベル読替表、希釈用生理食塩水、接種用注射針・シリンジ）の移送準備



埼玉県における考え方

「練馬区モデル」は、これまで県で進めてきたワクチン接種体制には影響するものではなく、郡市医師会及び市町村がそれぞれの責任と事務負担を踏まえた上で行う、小分けの例外的な取扱いの一つである。

考え方

医療従事者優先接種について ⇒ 原則、Aグループ病院(+その連携型接種施設)で接種

- 「練馬区モデル」は、あくまで高齢者を対象とした接種方式であり、**接種対象者が少ない医療従事者接種については、ワクチンのロスが生じる可能性が高く、そのまま用いることは困難**である。
- 埼玉県はこれまで、2月に超低温冷凍庫を設置する医療機関（Aグループ病院）において接種する体制を構築しており、既に配置場所も厚生労働省に報告済みである（配送準備に入っている）。

高齢者優先接種以降の住民接種

⇒ 原則、Bグループ病院(+少数のサテライト型接種施設)及び市町村の集団接種会場を中心に接種

- 例外的に練馬区モデルと同様の体制をとるときは、その管理責任と事務負担を念頭に入れるべき。
- **超低温冷凍庫から取り出してから5日以内に接種を完了できない場合や、小分けにより余剰が生じ、大量に廃棄した場合については、関係医療機関や市町村等が管理責任を負う可能性**がある。
- また、**多岐にわたるワクチン管理の事務処理も課題**であり、適切に事務処理ができる実施主体を明確に定め、十分な体制をとることができるか慎重な検討が必要。

資料 4

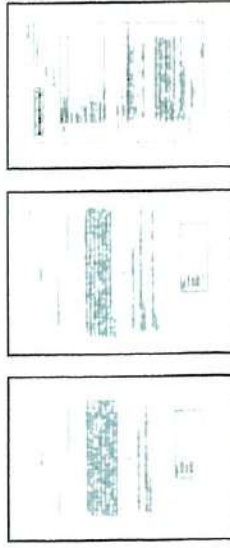
地域（人口10万人単位）のコロナワクチン接種体制について
医療従事者の次の優先接種、高齢者＋高齢者施設従業員での接種数は
高齢化率を25％とすると高齢者25000名＋高齢者施設従業員2500名＝27500名
接種率を90％と想定すると総接種者数は24750名
この人数を国で想定している12週間での接種完了を目指す（週5日稼働）

集団接種（1日300名）	サテライト医療機関数	サテライトでの1日接種人数
0	10	82.5
0	20	41.25
0	30	27.5
1	10	52.5
1	20	26.25
1	30	20.5
2	10	22.5
2	20	11.25
2	30	7.5
3	10	0
3	20	0
3	30	0

医療機関と郡市医師会との集合契約手続の流れについて

県医師会

集合契約の手続の周知
様式の配布



郡市医師会

集合契約の手続の周知



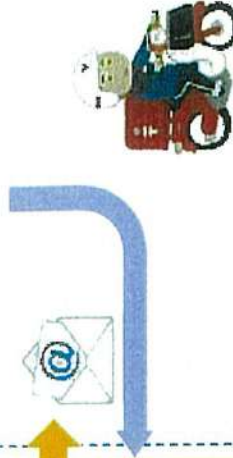
- ④ ワクチン接種契約受付システムで、入力されていることを確認
- ⑤ 受領通知のメールを送付
- ⑥ 受領した委任状を保管
- ⑦ 県医師会に再委任状を提出

会員医療機関

- ① ワクチン接種契約受付システムに必要な情報を入力

医療従事者等への接種を行う
医療機関は2月17日(水)が期限

- ② 入力後、委任状を印刷
- ③ 押印して郡市医師会に郵送



- ⑧ 受領した再委任状を保管

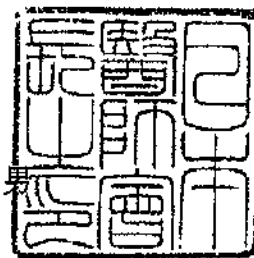
- ⑨ 日本医師会に再々委任状を提出

※ 住民向け接種のみ行う医療機関の入力期限は、3月上旬まで

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

中川 俊 男



新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する集合契約について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、令和 2 年 12 月 21 日付「新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築について」(健Ⅱ387F)をもってお知らせし、引き続き本予防接種の実施体制の構築に向けた準備を進めていただくよう、関係各位に協力を求めたうえ、都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会等においてご説明申し上げてきたところです。

本件については、全国の市区町村と全国の医療機関等の事務負担を軽減しつつ、居住区以外でも接種を受けられるよう、「風しんの抗体検査及び風しんの第 5 期の定期接種に係る委託契約書」を参考に検討が行われ、本会が医療機関等の契約代理人として、全国の市区町村のとりまとめ団体(全国知事会)と集合契約を締結することとしております。(別添契約書案参照)なお、別添契約書案につきましては、調整中の内容が含まれております。

集合契約の締結にあたっては、都道府県医師会及び郡市区医師会ならびに会員医療機関のご協力が不可欠であり、その具体的な内容は下記のとおりでありますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会ならびに会員医療機関等に対する周知ならびに本件への協力方、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【実施にあたっての依頼事項】

1. 都道府県医師会への依頼事項

- ・ 管下の郡市区医師会に対する集合契約に係る周知、都道府県医師会あて再委任状(別添 2)の様式を配布
- ・ 提出された再委任状(別添 2)を保管
- ・ 本会宛て再々委任状(別添 1)の提出

2. 郡市区医師会への依頼事項

- ・ 集合契約に関する貴会会員が所属する医療機関に対する集合契約に係る周

知

- ・ 提出された委任状（別添 3：医療機関等がワクチン接種契約受付システム（V-SYS の機能のひとつ）を用いて印刷）のとりまとめ
- ・ ワクチン接種契約受付システムによる受領登録及び委任状の保管
- ・ 都道府県医師会宛て再委任状（別添 2）の提出

3. 実施医療機関への依頼事項

- ・ 集合契約に係る委任状（別添 3：ワクチン接種契約受付システムを用いて印刷）を郡市区医師会等のとりまとめ団体へ提出

【日本医師会と全国知事会との集合契約】

- （1）日本医師会は各都道府県医師会より提出された再々委任状（別添 1）をとりまとめ、保管する。
- （2）別添の「新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約書」（案）及び（1）による「実施機関一覧表」をもとに、全国知事会との間で集合契約を締結する。
（契約締結日は令和 3 年 2 月中旬を予定）

【その他】

- （1）各種委任状の様式（データ）については、都道府県医師会宛て文書管理システムの「お知らせ」欄に掲載いたします。
- （2）委任状（別添 3）及び再委任状（別添 2）は、各地域の実情に応じて提出期限を設定していただいて構いません。
- （3）実施医療機関に追加等がある場合の対応は追ってお示しいたします。

【別添資料】

- ◆ 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する集合契約について」令和 3 年 1 月 15 日（健健発 0115 第 4 号）
- ◆ 「新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約書」（案）
- ◆ 厚生労働省令和 3 年 1 月 15 日新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する都道府県向け説明会 資料一部抜粋
- ◆ ワクチン接種契約受付システム 操作マニュアル
 - ・ 「1. 医療機関等が集合契約の委任状を作成する」
 - ・ 「委任とりまとめ者（医療関係団体等）が提出された委任状を受領・確認する」

公益社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する集合契約について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、全国の市区町村と全国の医療機関等の事務負担を軽減しつつ、居住地以外でも接種を受けられるよう、集合契約の形式により予防接種の実施に係る委託契約を締結することとしています。

集合契約締結手続きに用いるワクチン接種契約受付システムを1月18日13時から稼働させることが可能となり、委任状様式等が確定しましたので、つきましては、下記のとおり貴会並びに都道府県医師会及び郡市区医師会にご協力いただきたい事項をとりまとめましたので、集合契約の締結についてご協力をお願いさせていただくとともに、貴会会員への周知等を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 貴会への依頼事項

- (1) 本年2月中旬に、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する以下の集合契約のとりまとめ者として、集合契約を締結していただきたい。
 - ・全国知事会がとりまとめた全国の市区町村との集合契約
- (2) (1)の集合契約の締結に当たり、医療機関等から当該契約に関する委任状が都道府県医師会等のとりまとめ団体に提出されるため、都道府県医師会等のとりまとめ団体から貴会への再々委任状(又は再委任状)(別添1)のとりまとめ及び保管をしていただきたい。
- (3) 貴会会員医療機関がワクチン接種契約受付システムを利用する際のURL(別途電子メールによりお送りする)について、貴会ホームページの会員向けページに掲載するなどし、会員向けに周知いただきたい。なお、当該URLは悪意のある第三者からのアクセスを防止するため、一般に公開されているウェブページへの掲載等を行わないようにいただきたい。

2 都道府県医師会及び郡市区医師会への依頼事項

- (1) 都道府県医師会におかれては、(2)により提出された再委任状(別添2)を保管していただくとともに、公益社団法人日本医師会宛の再々委任状(別添1)を提出いただきたい。
- (2) 郡市区医師会におかれては、集合契約に関する貴会会員医療機関等の委任状(別添3: 医療機関等がワクチン接種契約受付システムを用いて印刷)のとりまとめ、ワクチン接種契約受付システムによる受領登録、及び委任状の保管をしていただくとともに、都道府県医師会宛の再委任状(別添2)を提出いただきたい。

3 医療機関等への依頼事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種施設となる場合、集合契約に係る委任状(別添3: ワクチン接種契約受付システムを用いて印刷)を郡市区医師会等のとりまとめ団体に提出いただきたい。

委任状

令和3年 月 日

日本医師会長 殿

(とりまとめ団体【都道府県医師会等】の長) 印

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項により同法第6条第1項の規定による予防接種とみなして市町村(東京都特別区を含む。以下「市区町村」という。)により行われる新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)に係る予防接種について、全国知事会を代理人とした各市区町村との委託契約(以下「本契約」という。)の締結に当たり、別途ワクチン接種契約受付システムを通じてお示しする会員医療機関から委任された本契約の締結に係る下記の権限を貴殿に委任いたします。

記

1. 全国知事会を代理人とした市区町村との委託契約を締結すること。
2. 契約について、会員医療機関の脱退の意思に基づき、委託契約書の規定に従って当該委託契約を解除すること。

(連絡先)

担当部署:

担当者:

電話番号:

メールアドレス:

委任状

令和3年 月 日

(とりまとめ団体【都道府県医師会】の長) 殿

(とりまとめ団体【郡市区医師会】の長) 印

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項により同法第6条第1項の規定による予防接種とみなして市町村(東京都特別区を含む。以下「市区町村」という。)により行われる新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)に係る予防接種について、全国知事会を代理人とした各市区町村との委託契約(以下「本契約」という。)の締結に当たり、別途ワクチン接種契約受付システムを通じてお示しする会員医療機関から委任された本契約の締結に係る下記の権限を貴殿に委任いたします。

記

1. 全国知事会を代理人とした市区町村との委託契約を締結すること。
2. 契約について、会員医療機関の脱退の意思に基づき、委託契約書の規定に従って当該委託契約を解除すること。
3. 上記1に係る契約の締結及び上記2に係る契約の解除についての権限を、日本医師会に再委任すること。

(連絡先)

担当部署:

担当者:

電話番号:

メールアドレス:

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種用

※必ずコピーを保管ください。

委任状作成日: YYY年 MM月 DD日

委任状

【委任者】

①医療機関コード [又は介護老人保健施設、介護医療院 に係る介護保険事業所番号]	
②医療機関名	
③郵便番号	
④所在地(東京都府県)	
⑤電話番号(要市外局番)	
※契約代表者役職・氏名	印

※※は本契約代表者を記入し、必ず捺印すること

【記入担当者】

部署・氏名	
メールアドレス	
FAX番号	

*ワクチン接種円滑化システムの利用の観点、メールでの情報伝達が頻密に行われることから、メールアドレスを必須の入力項目としています。やむを得ない事情がある場合には、市町村に事情を説明した上で、FAX番号をご登録ください。

当施設は、【●●(とりまとめ団体)】へ、次の事項についての権限を委任いたします。

記

- 1 予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項により同法第6条第1項の規定による予防接種とみなして市町村(東京都特別区を含む。以下「市区町村」という。)により行われる新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)に係る予防接種について、全国知事会を代理人とした市区町村との委託契約を締結すること。
- 2 上記1の契約について、当院の脱退の意思に基づき、委託契約書の規定に従って当該委託契約を解除すること。
- 3 上記1に係る契約の締結及び上記2に係る契約の解除についての権限を、必要に応じて、日本医師会(委任とりまとめ者が市町村の場合は都道府県)に再委任すること。

(委任とりまとめ者)

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
【●●(とりまとめ団体)】

<設計上のコード>

新型コロナ感染症に係るワクチン接種用

※必ずコピーを保管ください。

(参考情報)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、貴医療機関で取り扱いを予定するワクチン（ファイザー社、武田・モデルナ社については、基本型又はサテライト型（連携型）の別）をご記入ください。

ワクチンの種類によって医療機関に求められる要件が異なりますので、十分にご留意ください。

なお、使用するワクチンについてはワクチン接種円滑化システム（V-SYS）で変更することが可能です。

ファイザー社ワクチン		武田・モデルナ社ワクチン		アストラゼネカ社ワクチン
基本型	サテライト型（連携型）※	基本型	サテライト型（連携型）※	

※ サテライト型（連携型）について

・サテライト型：住民への接種に当たり、例外的に基本型接種施設で保管されていたワクチンを譲り受け接種を行う。

・連携型：医療従事者等への接種に当たり、概ね100名以上の接種を行う施設において、基本型接種施設で保管されていたワクチンを譲り受け接種を行う。

【本状を提出する機関の方】

本状を提出後、一定の期間を経過しても委任状の提出先から受領の連絡がない場合や、V-SYSのID、パスワードの連絡がない場合には、委任状の提出先又はV-SYSサービスデスクにご連絡ください。

【委任とりまとめ者の方】

本状の提出元に心当たりがない場合には、本状の提出元にご連絡ください。

<設計上のコード>

案

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約書

全国知事会（以下「甲」という。）と公益社団法人日本医師会（以下「乙」という。）は、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項により同法第6条第1項の規定による予防接種とみなして行われる新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に係る予防接種について、以下のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、甲は、自ら、及び、本契約の締結についての権限を甲に委任する別紙1「委託元市区町村一覧表」記載の各市区町村（以下「丙」という。）の代理人として、乙は、自ら、及び、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施を承諾し、かつ本契約の締結についての権限を乙に委任する別紙2「実施機関一覧表」記載の各医療機関等（以下「丁」という。）の代理人として、本契約を締結する。

（目的）

第1条 新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、予防接種法に基づき丙が実施する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者が、丁における予防接種を受けることを希望する場合について、丙が、丁に対して、かかる対象者に対する予防接種の実施及びこれに関連する業務の実施を委託することを目的とする。

（本契約の締結権限に係る委任手続）

第2条 丙は、丙による本契約への加入の時点において、別紙3所定の委任状を甲に提出することにより本契約の締結についての権限をあらかじめ甲に対して委任しており、かつ、かかる甲の代理権が有効に存続していることを表明し、保証する。

2 丁は、丁による本契約への加入の時点において、別紙4所定の委任状を乙に提出することにより本契約の締結についての権限をあらかじめ乙に対して委任しており、かつ、かかる乙の代理権が有効に存続していることを表明し、保証する。

（委託業務）

第3条 丙は、予防接種法附則第7条第1項により同法第6条第1項の規定による予防接種とみなして行われる新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「本予防接種」）に関し、次の各号に掲げる業務（以下「本委託業務」という。）の実施を丁に委託し、丁はこれを受託する。

一 接種対象者の確認

- 二 予診
- 三 ワクチンの接種
- 四 その他本予防接種を行うために必要な業務

(委託業務の実施方法)

第4条 丁は、本委託業務を実施するにあたり、予防接種法その他関係法令、厚生労働省が別途通知する「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」（令和3年1月18日付け健健発 0118 第2号厚生労働省健康局健康課長通知別添）等（いずれも改正後のものを含み、当該本委託業務を実施する時点で適用されるものをいう。以下同じ。）その他本委託業務に適用される法令及び規制を遵守しなければならない。

- 2 丁は、前項に定めるもののほか、本委託業務の実施に関して丙が行う個別の指示に従わなければならない。

(委託料)

第5条 丙は、丁に対して、本委託業務実施の対価として、丁の請求に基づき、次項に定める本委託業務に係る委託料に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を加えた金額（以下「本委託料」という。）を支払う。なお、契約期間の中途において消費税及び地方消費税率の改定が行われた場合は、改定日以降の業務の実施に係る委託料については、改定後の税率を適用して消費税等相当額を計算する。

- 2 本委託料の金額は、別紙5のとおりとする。

(委託料の請求及び支払いに係る手続)

第6条 丁は、丙に対して本委託料を請求する場合には、以下の各号に定める提出先に対して、当該実施月の翌月10日まで（令和3年2月実施分及び同年3月実施分に係るものについては、令和3年4月1日から同月12日まで）に、本委託業務実施の実績を実施した月ごとに取りまとめた上で、次の各号の提出先に対して、それぞれ各号に規定する提出物を提出する。

- 一 丁の所在地である丙を住所地（住所を有しない場合は居住地。以下同じ。）とする接種対象者に対して実施した本予防接種に関する本委託料

提出先：丁の所在地である丙

ただし、丙が別に指定する場合はこの限りではない。

提出物：別途指定される請求書及び予診票

- 二 丁の所在地である丙以外を住所地とする接種対象者に対して実施した本予防接種に関する本委託料

提出先：丁の所在地を所管する別途指定される代行機関（以下「本代行機関」という。）

提出物：別途指定される総括請求書、市区町村別請求書及び予診票

- 2 丁は、前項第二号に該当する場合において、やむを得ない事情により丁の所在地を所管する本代行機関を通じた本委託料の請求を行うことができない場合又は丙が別に指定する場合には、当該本委託料に係る本予防接種を実施した接種対象者の住所地である丙に対して当該本委託料を直接請求すること、又は

当該丙が別に指定する者に対して提出物を提出することができる。

- 3 丙は、前二項に基づく請求を受けた場合において、請求の内容を審査した上で適正と認めた場合には、審査を終えた日の属する月の翌月末日までに、丁に対して、当該請求に係る本委託料を支払う。
- 4 前項に基づく本委託料の支払いのうち、第1項第2号に基づく請求に係るものについては、丁の所在地を所管する本代行機関を通じて行われる。
- 5 丙は、本代行機関との間で別途本委託料の請求及び支払並びにそれに関する業務の一部を委託する契約（以下「本代行契約」という。）を締結する。
- 6 丁は、丁の所在地を所管する本代行機関に対して、別途指定される方法により、自らに支払われる本委託料に係る支払先情報をあらかじめ提供する。
- 7 丙は、第4項に基づき本代行機関を通じて本委託料の支払いが行われる場合には、本代行機関に対して、本代行契約所定の委託事務手数料を支払う。
- 8 丙は、第1項及び第2項に基づく委託料の請求に過誤を認めた場合、請求を行った丁に対して、過誤のあった支払済み額の返還を請求することができる。
- 9 第1項第2号に基づく請求に係る前項の返還請求については、丙は本代行機関を通じて行うことができる。
- 10 丁が丙に返還を行った場合において、当該返還対象となった本予防接種に関して未受領の本委託料がある場合には、丁は該当する丙に対して、適切な本委託料を請求することができる。
- 11 前項の請求については、第1項から第7項までの規定を準用する。

（禁止事項）

- 第7条 丁は、厚生労働大臣が別途定める対象者以外の者に対して、丙が提供する新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「本ワクチン」という。）を接種又は使用してはならない。
- 2 丁は、本予防接種を実施するにあたっては、各本ワクチンの添付文書に記載されている接種量、接種回数、接種間隔その他の一切の事項を遵守しなければならない。添付文書の記載に反する内容又は方法により接種又は使用をしてはならない。
 - 3 丁は、本ワクチンを第三者に対して提供し、使用を許諾し、売却し、譲渡し、贈与し、担保に供し又はその他の処分をしてはならない。ただし、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」で示された内容及び方法に従って、当該丁以外の丁に対して、本ワクチンを提供する場合は、この限りではない。なお、疑義を避けるために付言すると、丙が丁に対して提供する本ワクチンの所有権は国又は丙から丁に対して移転するものではない。
 - 4 丁は、本ワクチンを本予防接種以外のいかなる目的にも使用してはならない。ただし、別途丙により明示的に許容された場合を除く。

（事故に対する措置）

- 第8条 本契約に基づいて丁が実施した本予防接種に関して健康被害等の事故（以下「本事故」という。）が生じた場合、丁は、丙による本事故への対応に最大限協力するものとする。

- 2 丙は、当該事故について予防接種法に基づく健康被害の救済措置を行うほか、対象者に生じた当該健康被害に係る損害を賠償する必要がある場合は、損害賠償を行うものとする。
- 3 丙が前項後段の損害賠償を行う場合は、当該損害の発生について丁に故意又は重大な過失がある場合を除き、丙は丁に対する求償権を有しないものとする。

(個人情報の保護)

第9条 丁は、本委託業務を実施するに際して個人情報を取扱うにあたっては、別紙6「個人情報取扱注意事項」に規定された事項を遵守しなければならない。

(再委託等の禁止)

第10条 別途丙が同意した場合を除き、丁は、第三者に対して、本委託業務の全部又は一部を再委託し、又は本契約に基づく義務を承継してはならない。

(契約期間等)

- 第11条 この契約の有効期間は、令和3年(2021年)●月●日から令和3年3月31日までとする。ただし、この契約の有効期間の終了1ヶ月前までに、甲又は乙より別段の意思表示がないときは、終期の翌日において向こう1か年契約の更新をしたものとみなす。
- 2 前項の規定にかかわらず、予防接種法附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の期日又は期間の終期として厚生労働大臣が別途指定する日をこの契約の終期とする。

(脱退の意思に基づく解除)

- 第12条 丙又は丁は、本契約から脱退しようとするときは、脱退しようとする日の1ヶ月前までに、丙は甲に対して、丁は乙に対してその旨を書面により通知した上で、あらかじめ甲又は乙との間で誠実に協議しなければならない。
- 2 甲又は乙は、前項の協議に基づき本契約から脱退することが相当であると認める場合には、第17条の規定に基づき契約主体の変更を行うことにより、当該丙又は丁に係る本契約を解除することとする。

(契約違反等に基づく契約解除)

- 第13条 丙は、丁が次の各号の一に該当すると認められるときは、甲及び当該丁に対し本契約を直ちに解除する旨の書面による通知(以下「解除予告通知」という。)をすることができる。
- 一 第4条、第7条、第9条又は第10条の規定に違反した場合
 - 二 前号に掲げる規定外の本契約の規定に違反した場合であって、書面による催告にもかかわらず、10日以内に当該違反が是正されない場合
 - 三 本委託業務の実施に必要となる許認可が停止又は取り消された場合
 - 四 破産手続その他これに類する法的倒産手続又は私的整理手続が開始された場合
- 2 甲は、前項の規定による解除予告通知の内容について遅滞なく乙に伝えるものとし、乙は遅滞なく別紙2「実施機関一覧表」を修正の上、甲に通知する。

この場合において、乙による当該修正に係る通知がなされたことをもって当該丁に係る本契約が解除されたこととする。

(属性要件に基づく契約解除)

第14条 丙は、丁が次の各号の一に該当すると認められるときは、甲及び当該丁に対し、解除予告通知をすることができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲は、前項の規定による解除予告通知の内容について遅滞なく乙に伝えるものとし、乙は遅滞なく別紙2「実施機関一覧表」を修正の上、甲に通知する。この場合において、乙による当該修正に係る通知がなされたことをもって当該丁に係る本契約が解除されたこととする。

(行為要件に基づく契約解除)

第15条 丙は、丁が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、甲及び当該丁に対し、解除予告通知をすることができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

2 甲は、前項の規定による解除予告通知の内容について遅滞なく乙に伝えるものとし、乙は遅滞なく別紙2「実施機関一覧表」を修正の上、甲に通知する。この場合において、乙による当該修正に係る通知がなされたことをもって当該丁に係る本契約が解除されたこととする。

(本委託料の返還)

第16条 丁は、前三条に規定する解除事由のいずれかに該当する場合には、前三条に基づき自らに係る本契約が解除されたか否かにかかわらず、解除の原因

が生じていた期間（第13条第1項第2号の場合については、当該解除予告通知の送付前に契約違反が生じていた期間を含む。）に実施したすべての本予防接種に関して受領した本委託料について、当該本委託料の支払いを行った各丙に対して、当該本委託料の金額を直ちに返還しなければならない。

（契約主体の変更）

第17条 丙が、甲に対し、本委託契約締結後に新たに本契約へ加入するための権限を委任する旨、又は、本契約から脱退した上で委任を取り下げる旨の申し出をした場合は、甲は別紙1「委託元市区町村一覧表」を修正の上、乙に通知する。

2 丁が、乙に対し、本委託契約締結後に新たに本契約へ加入するための権限を乙に委任する旨、又は、本契約から脱退した上で委任を取り下げる旨の申し出をした場合は、乙は別紙2「実施機関一覧表」を修正の上、甲に通知する。

3 前二項の場合には、それぞれ当該通知がなされたことをもって、別紙1「委託元市区町村一覧表」又は別紙2「実施機関一覧表」の変更の効力が生ずる。ただし、甲又は乙が異議を申し出た場合はこの限りでない。

（誠実協議）

第18条 本契約に定めのない事項については、必要に応じ、丙の代理人たる甲と丁の代理人たる乙との間で、誠実に協議してこれを定める。

（存続条項）

第19条 契約期間満了、解約、脱退、解除その他の理由により本契約が終了又は丙及び丁の間の契約関係が解消した場合であっても、第2条の規定は甲、乙、丙及び丁について、第4条から第9条まで及び第16条の規定は丙及び丁について、並びに第17条の規定は甲、乙、丙及び丁について引き続き効力を有する。

本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有することとし、その写しを甲は丙に、乙は丁に、それぞれ通知する。

令和3年（2021年） ●月 ●日

甲 東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館6階

全国知事会

代表者 会長 ●

乙 東京都文京区本駒込2丁目28番16号

公益社団法人日本医師会

代表者 会長 ●

委託元市区町村一覧表

市区町村コード (半角数字8桁)	委託元市区町村名	郵便番号 (半角数字・ハイフンあり)	所在地	電話番号 (半角数字・ハイフンあり)

注 実際の一覧表は、厚生労働省ホームページ等から閲覧可能

実施機関一覧表

医療機関コード (又は介護保険事業 所番号、健診機関 コード)	実施機関名	郵便番号	所在地	電話番号

注 実際の一覧表は、ワクチン接種円滑化システムから閲覧可能

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種用

※必ずコピーを保管ください。

委任状作成日： 年 月 日

委 任 状

【委任書】

①市区町村コード	
②市区町村名	
③郵便番号	
④所在地(要都道府県)	
⑤電話番号(要市外局番)	
※契約代表者役職・氏名	印

*※は本契約代表者を記入し、必ず捺印すること

【記入担当書】

部署・氏名	
メールアドレス	

*メールアドレスについては、共有アドレスでも可。

〇〇市町村は、〇〇都道府県へ、次の事項についての権限を委任いたします。

記

- 1 予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項により同法第6条第1項の規定による予防接種とみなして行う新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス〔令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。〕であるものに限る。以下同じ。）に係る予防接種について、日本医師会等を代理人とした医療機関等との委託契約を締結すること。
- 2 上記1の契約について、当市区町村の脱退の意思に基づき、委託契約書の規定に従って当該委託契約を解除すること。
- 3 上記1に係る契約の締結及び上記2に係る契約の解除についての権限を、全国知事会に再委任すること。

(委任とりまとめ者)

 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 〇〇都道府県知事
 〇〇 〇〇

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種用

※必ずコピーを保管ください。

委任状作成日: YYY年 MM月 DD日

委任状

【委任者】

①医療機関コード (又は介護老人保健施設、介護医療院 に係る介護施設事業所番号)	
②医療機関名	
③郵便番号	
④所在地(東京都府県)	
⑤電話番号(区市外局番)	
※契約代表者役職・氏名	印

*※は本契約代表者を記入し、必ず捺印すること

【記入担当者】

部署・氏名	
メールアドレス	
*ワクチン接種円滑化システムの利用の際に、メールでの情報伝達が頻繁に行われることから、メールアドレスを必須の入力項目としています。やむを得ない事情がある場合には、市町村に事情を説明した上で、FAX番号をご登録ください。	
FAX番号	

当施設は、【●●(とりまとめ団体)】へ、次の事項についての権限を委任いたします。

記

- 1 予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項により同法第6条第1項の規定による予防接種とみなして市町村(東京都特別区を含む。以下「市区町村」という。)により行われる新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)に係る予防接種について、全国知事会を代理人とした市区町村との委託契約を締結すること。
- 2 上記1の契約について、当院の脱退の意思に基づき、委託契約書の規定に従って当該委託契約を解除すること。
- 3 上記1に係る契約の締結及び上記2に係る契約の解除についての権限を、必要に応じて、日本医師会(委任とりまとめ者が市町村の場合は都道府県)に再委任すること。

(委任とりまとめ者)

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
【●●(とりまとめ団体)】

<設計上のコード>

新型コロナ感染症に係るワクチン接種用

※必ずコピーを保管ください。

（参考情報）

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、貴医療機関で取り扱いを予定するワクチン（ファイザー社、武田・モデルナ社については、基本型又はサテライト型（連携型）の別）をご記入ください。

ワクチンの種類によって医療機関に求められる要件が異なりますので、十分にご留意ください。

なお、使用するワクチンについてはワクチン接種円滑化システム（V-SYS）で変更することが可能です。

ファイザー社ワクチン		武田・モデルナ社ワクチン		アストラゼネカ社ワクチン
基本型	サテライト型（連携型）※	基本型	サテライト型（連携型）※	

※ サテライト型（連携型）について

・サテライト型：住民への接種に当たり、例外的に基本型接種施設で保管されていたワクチンを譲り受け接種を行う。

・連携型：医療従事者等への接種に当たり、概ね100名以上の接種を行う施設において、基本型接種施設で保管されていたワクチンを譲り受け接種を行う。

【本状を提出する機関の方】

本状を提出後、一定の期間を経過しても委任状の提出先から受領の連絡がない場合や、V-SYSのID、パスワードの連絡がない場合には、委任状の提出先又はV-SYSサービスデスクにご連絡ください。

【委任とりまとめ者の方】

本状の提出元に心当たりがない場合には、本状の提出元にご連絡ください。

<設計上のコード>

【本委託料の額については、第三次補正予算成立後に追記】

(基本的事項)

第1 丁は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 丁は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 丁は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 丁は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 丁は、丙の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。なお、他の法令に特別の定めがある場合を除く。

(複写又は複製の禁止)

第6 丁は、丙の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため丙から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 丁は、丙が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 丁は、この契約による業務を行うため丙から提供を受け、又は丁が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに丙に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、丙が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 丁は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 丙は、丁がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 丁は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに丙に報告し、丙の指示に従わなければならない。

新型コロナウイルスワクチンの接種にかかる業務の効率化（事務負担の軽減）

- 新型コロナウイルスワクチンの接種・流通業務を効率化し、関係者の事務負担を軽減する観点から、市町村と実施機関（医療機関）の間に締結されるワクチン接種の委託契約について、それぞれをグループ化し、グループ同士で包括的な契約（集合契約）を実施。
- 接種券と一体になった接種済証を発行し、接種時に記入して交付。接種情報は市町村の予防接種台帳で管理・保存。
- 居住地外（住民票所在地外）で接種が行われた場合には、費用の請求・支払い事務を国保連で代行することにより、市町村や実施機関（医療機関）の負担軽減を実現。

委託契約

- ・ 市町村と実施機関（医療機関）とをそれぞれグループ化し、**グループ同士で包括的な契約を行う**。
- ・ 個々の市町村と全国の実施機関とが個別に契約する場合と比べて**契約数を大幅に抑えられる**。



接種記録

- ・ 接種の対象者に対し、接種券と一体になった**接種済証**を発行し、接種時に必要事項を記入し交付する。
- ・ 接種を受けた者や接種したワクチン等の情報については、**市町村の予防接種台帳**で管理・保存する。

費用の請求・支払い

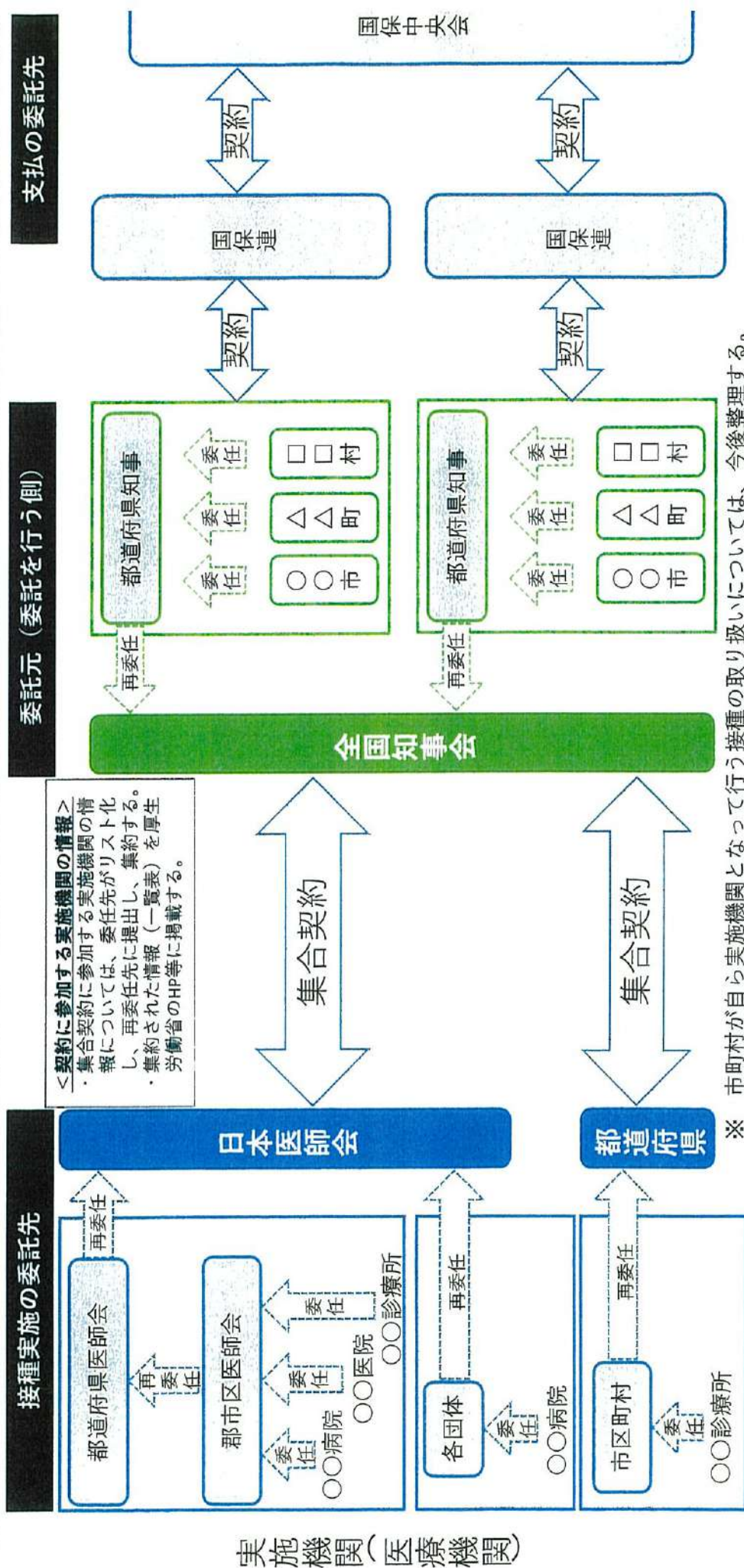
- ・ 住民が**住所地外の実施機関で接種を受けた場合**、市町村の**費用の請求・支払い事務を国保連**で代行する。



新型コロナウイルスワクチンの接種実施等に関する委託の集合契約（イメージ）

● 新型コロナウイルスワクチンの接種実施に係る委託契約

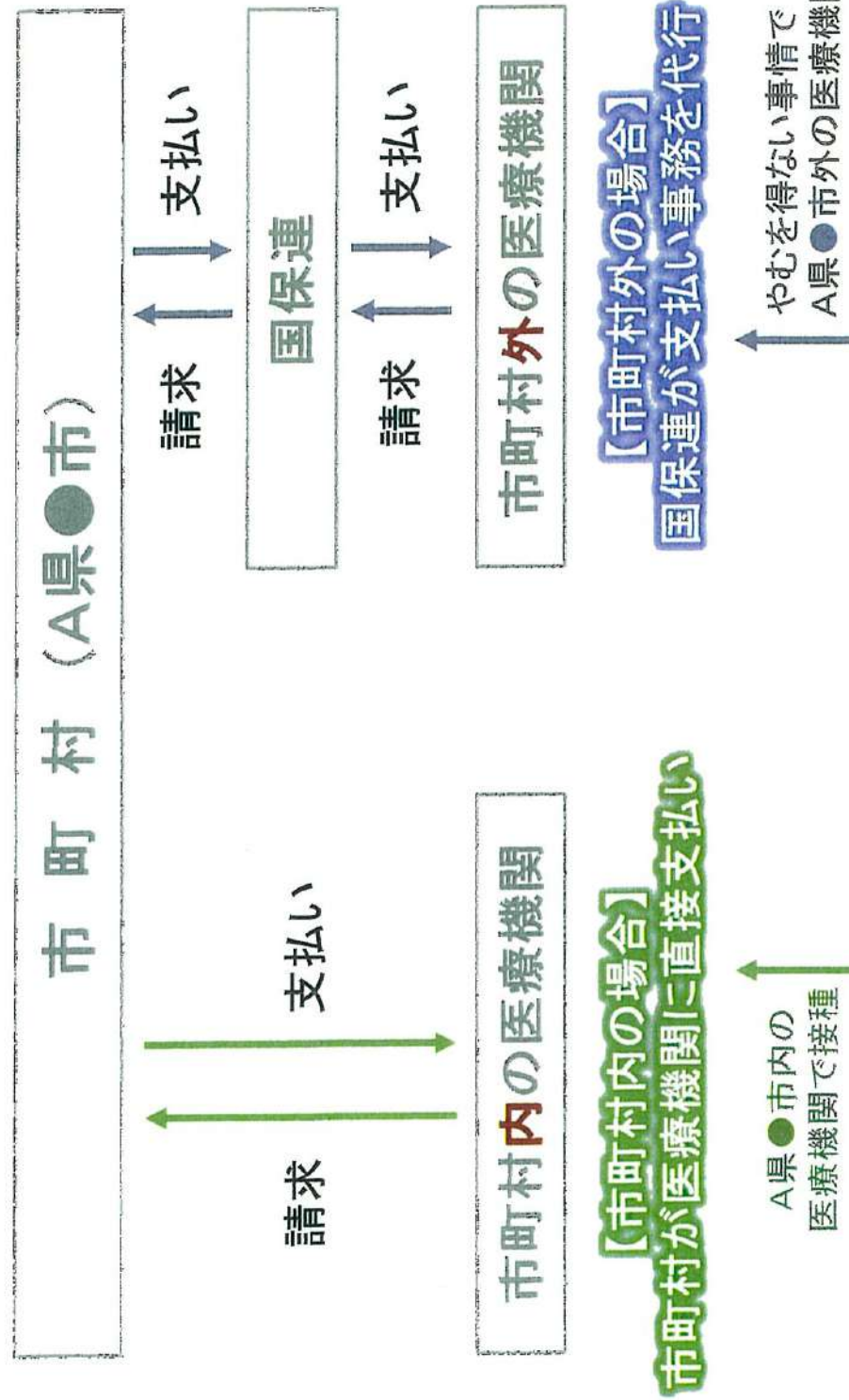
- 委託元である市町村は都道府県に契約を委任し、都道府県は全国知事会に再委任する。
- 委託先となる実施機関は、それぞれが所属する郡市区医師会等の取りまとめ団体に契約を委任し、取りまとめ団体は日本医師会に再委任する。なお、取りまとめ団体のいずれにも所属しない実施機関は市町村に委任し、市町村は都道府県に再委任する。
- 契約の締結について委任を受けた全国知事会と、日本医師会及び都道府県がそれぞれ集合契約を行う。
- 新型コロナウイルスワクチンの接種費用の支払に係る委託契約については、市町村は都道府県に契約を委任し、委任を受けた都道府県と国保連が契約を行う。



※ 市町村が自ら実施機関となつて行う接種の取り扱いについては、今後整理する。

新型コロナウイルスワクチン接種の費用の請求・支払の概要

- 住民が住所地内の医療機関で接種を受けた場合、医療機関は市町村に直接費用を請求・支払いする。
- 住民が住所地外の医療機関で接種を受けた場合、市町村の支払い事務を国保連が代行する。
- 市町村外の医療機関に対する支払いがなくなり、事務負担の軽減につながる。



(例) A県●市に住民票がある方

1. 医療機関等が集合契約の委任状を作成する

医療機関等が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する集合契約の委任状を作成し、印刷する手順を説明します。

※ 市町村が実施機関として委任状を作成する方法については別途ご案内します。

1 以下の URL を開きます。

<https://cont-mhlw.force.com/mhlw/vs_ininJyoTouroku>

委任状を入力する画面が表示されます。

※ 画面右上「個人情報保護方針」を押すと規約画面が表示され、「マニュアル」を押すとマニュアルを閲覧できます。

2 医療機関コードを入力します。

2-1 保険医療機関コード、あるいは介護保険事業所番号（介護医療院又は介護老人福祉施設のみ入力可）を入力し、を押します。

注意 コードは 10 桁です。完全一致しないと検索できません。お間違えのないようご注意ください。

注意 保険医療機関の指定を受けていない医療機関は、コード設定が必要なため、サービスデスクにご連絡ください。

2-2 表示されたコードから、該当のコードを選択します。

該当データが存在しない場合、入力したコードを再確認してください。

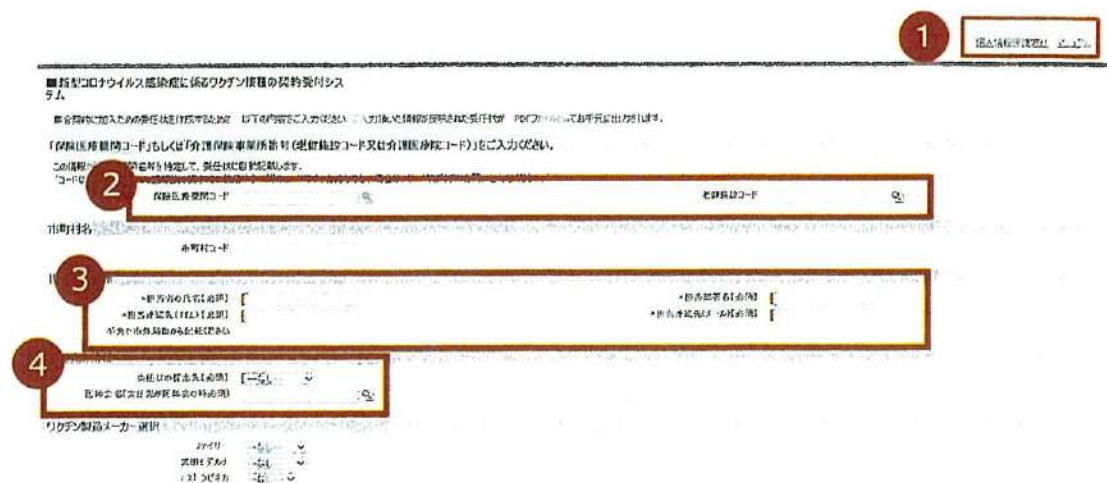
正確に入力したのに該当データが存在しない場合は、サービスデスクにご連絡ください。

3 担当者の情報を入力します。

担当者の氏名、担当部署名、担当連絡先（TEL）、担当連絡先（メール）を入力します。

4 委任先を選択します。

委任状の提出先に「医師会」を選択した場合は、「医師会名」の欄に医師会名の一部を入力して、を押し、委任状を提出する医師会名称を選択してください。



5 取り扱うワクチンを1つ選択します。

ファイザー又は武田モデルナを選択する場合は、「基本型」か「サテライト型（連携型）」のいずれかを選んでください。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の受付システム

貴施設に加入ための委任状を作成するために、以下の内容をご入力ください。ご入力頂いた情報が反映された委任状が、PDFファイルとしてお手元へ出力されます。

「保健医療機関コード」もしくは「介護保険事業所番号（老健施設コード又は介護医療院コード）」をご入力ください。
この情報から医療機関等を特定して、委任状に自動記載します。
（コードは介護医療院又は介護施設に請求時に使用する10桁のコードです。お持ちでない場合は、サービスエリアにお住まいの方にお尋ねください。）

保健医療機関コード 介護保険事業所番号

担当者の情報

・担当者の氏名（フリガナ）

・担当者の電話番号（フリガナ）

（平角で市外局番を記載ください。10桁以内のフリガナは不要です。）

・担当部署の名称（フリガナ）

・担当部署のメールアドレス（フリガナ）

・FAX番号

委任状の情報

委任状の提出先（フリガナ）

委任状の提出先（フリガナ）

（参考情報） 取り扱うワクチンの種類を選択（原則、1種類のワクチンを選択してください。）

委任状を提出先 取り扱うワクチンを選択してください。

5

ファイザー	☒
武田モデルナ	☒
アストラゼネカ	☐

6 個人情報保護方針と入力内容を確認し、「確認」ボタンを押します。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の受付システム

貴施設に加入ための委任状を作成するために、以下の内容をご入力ください。ご入力頂いた情報が反映された委任状が、PDFファイルとしてお手元へ出力されます。

「保健医療機関コード」もしくは「介護保険事業所番号（老健施設コード又は介護医療院コード）」をご入力ください。
この情報から医療機関等を特定して、委任状に自動記載します。
（コードは介護医療院又は介護施設に請求時に使用する10桁のコードです。お持ちでない場合は、サービスエリアにお住まいの方にお尋ねください。）

保健医療機関コード 介護保険事業所番号

担当者の情報

・担当者の氏名（フリガナ）

・担当者の電話番号（フリガナ）

（平角で市外局番を記載ください。）

・担当部署の名称（フリガナ）

・担当部署のメールアドレス（フリガナ）

・FAX番号

委任状の情報

委任状の提出先（フリガナ）

委任状の提出先（フリガナ）

（参考情報） 取り扱うワクチンの種類を選択（原則、1種類のワクチンを選択してください。）

委任状を提出先 取り扱うワクチンを選択してください。

6

個人情報保護方針をご確認ください

「委任状に記載される内容の確認」画面が表示されます。

7 内容が正しいことを確認し、「委任状の出力（PDF）」ボタンを押します。

入力内容に誤りがある場合は、「入力画面に戻る」ボタンを押し、該当箇所を修正してください。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の受付システム

貴施設に加入ための委任状を作成するために、以下の内容をご入力ください。ご入力頂いた情報が反映された委任状が、PDFファイルとしてお手元へ出力されます。

「保健医療機関コード」もしくは「介護保険事業所番号（老健施設コード又は介護医療院コード）」をご入力ください。
この情報から医療機関等を特定して、委任状に自動記載します。
（コードは介護医療院又は介護施設に請求時に使用する10桁のコードです。お持ちでない場合は、サービスエリアにお住まいの方にお尋ねください。）

保健医療機関コード 介護保険事業所番号

担当者の情報

・担当者の氏名（フリガナ）

・担当者の電話番号（フリガナ）

（平角で市外局番を記載ください。）

・担当部署の名称（フリガナ）

・担当部署のメールアドレス（フリガナ）

・FAX番号

委任状の情報

委任状の提出先（フリガナ）

委任状の提出先（フリガナ）

（参考情報） 取り扱うワクチンの種類を選択（原則、1種類のワクチンを選択してください。）

委任状を提出先 取り扱うワクチンを選択してください。

7

委任状の出力（PDF）

登録確認画面がポップアップ表示されます。

8 「OK」を押します。

登録をやめる場合は「キャンセル」を押します。



委任状が PDF 形式でダウンロードされます。

9 ダウンロードされた PDF ファイルを開き、内容を確認のうえ、印刷してください。 印刷した委任状に押印の上、委任先の医療関係団体等に郵送または持参してください。

* お使いの PDF 閲覧ソフトウェアにより操作は異なります。

* 委任状には以下の注意記載がありますのでご確認ください。

【本状を提出する機関の方】

本状を提出後、一定の期間を経過しても委任状の提出先から受領の連絡がない場合や、V-SYS の ID、パスワードの連絡がない場合には、委任状の提出先又は V-SYS サービスデスクにご連絡ください。

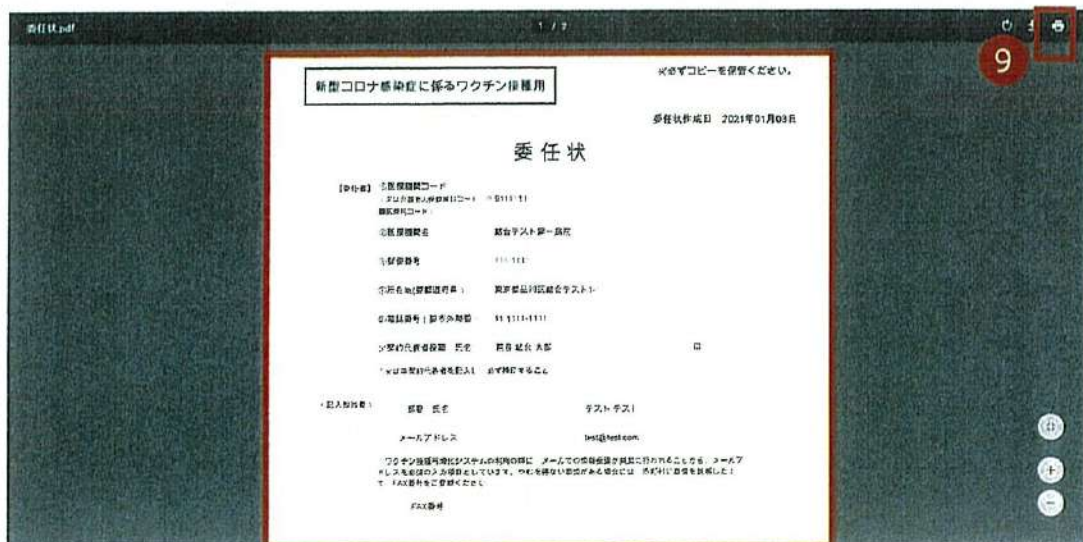
【委任とりまとめ者の方】

本状の提出元に心当たりがない場合には、本状の提出元にご連絡ください。

* 委任とりまとめ者（医療関係団体等）が提出された委任状を受領した場合、受領通知メールが届きます。

迷惑メール対策やドメイン指定受信等を設定している場合は、受領通知メールが受信されますよう、

「support@jp.salesforce.com」の登録をお願い致します。



1. 医療機関等が集合契約の委任状を作成する の手順はこれで終わりです。

ワクチン接種受付システムサービスデスク

以下の場合は、ワクチン接種受付システムサービスデスクにお問合せください。

- 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種契約受付システムの操作でお困りの場合
- 保険医療機関の指定を受けていないため、保険医療機関コード設定が必要な場合
- 正確にコードを入力したのに該当データが存在しない場合

※1月18日～：ワクチン接種契約受付システムサービスデスクのサービス開始

電話番号 : **050-3174-1505**

対応時間 : **8:30～19:00（土日祝を除く）**

委任とりまとめ者（医療関係団体等）が提出された委任状を受領・確認する

委任とりまとめ者（医療関係団体等）が提出された委任状を確認・受領したあと、提出先へ受領したことをメールでお知らせする手順を説明します。

1.1 提出された委任状の受領登録する

1 以下の URL を開きます。

< <https://v-sys.my.salesforce.com> >

「ログイン」画面が表示されます。

2 「ユーザ名」と「パスワード」を入力します。

* 「ユーザ名」をお忘れの場合はサービスデスクにご連絡ください。

* 「パスワード」をお忘れの場合は、「パスワードをお忘れですか？」を押してください。

3 「ログイン」ボタンを押します。



The image shows the Salesforce login interface. At the top is the Salesforce logo. Below it, the text 'Sandbox' is visible. The login form has two main fields: 'ユーザ名' (Username) and 'パスワード' (Password). The username field contains 'ishikai@comture.com.contmhlw'. The password field is masked with dots. Below the password field is a blue button labeled 'Sandbox にログイン'. To the right of the username field, there is a link that says '3 件の保存されたユーザ名'. Below the login button, there is a checkbox labeled 'ログイン情報を保存する' which is checked. At the bottom, there is a link labeled 'パスワードをお忘れですか?'.

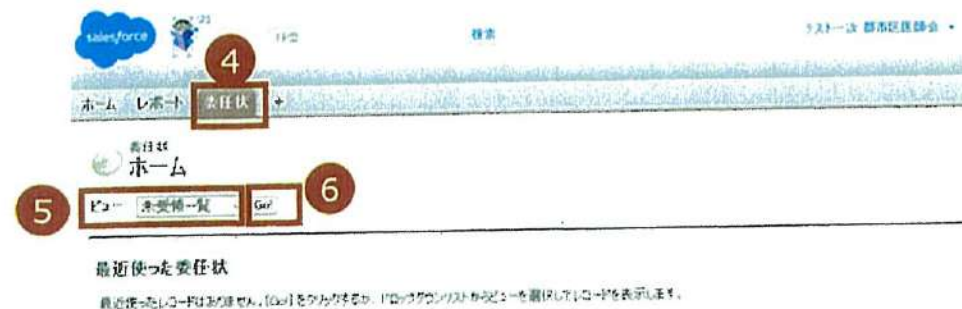
ログインし、ワクチン接種契約受付システムのホーム画面が表示されます。

4 「委任状」タブを押します。

5 ビューで「未承認一覧」を選択します。

6 「Go!」ボタンを押します。

未受領の委任状の一覧が表示されます。



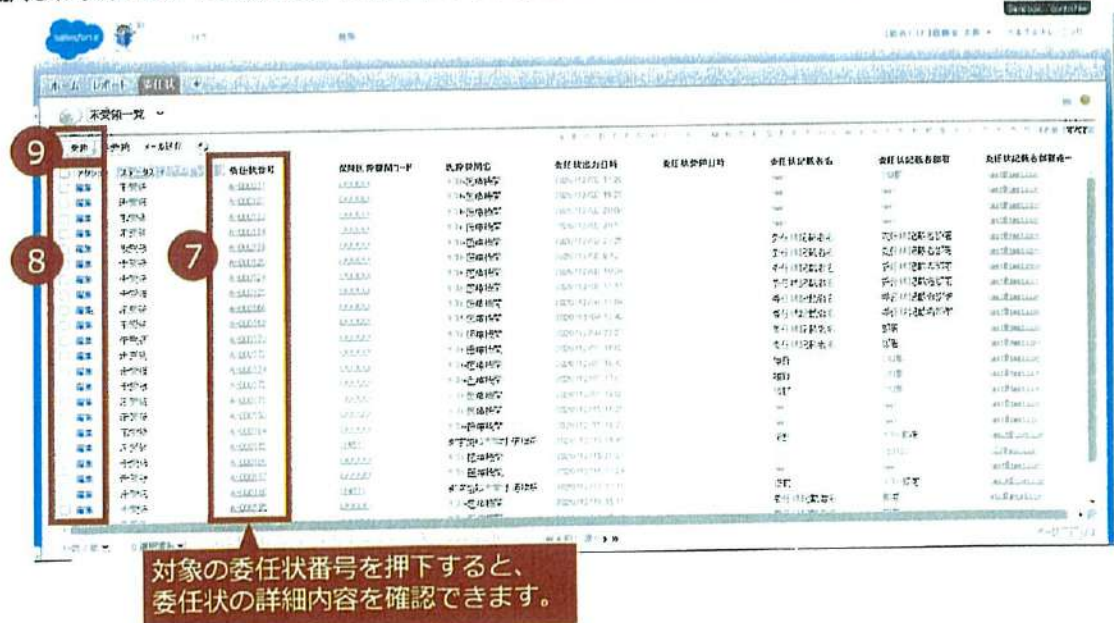
7 確認したい委任状の委任状番号を押します。

委任状の詳細内容を確認できます。

8 受領登録する委任状のチェックボックスにチェックをつけます。

9 「受領」ボタンを押します

選択した受領書が「受領済み」になります。受領済みの委任状は「受領済一覧」に表示されます。



2.1 提出された委任状を受領する の手順はこれで終わりです。

1.2 受領通知のメールを送信する

1 ビューで「受領済み一覧」を選択します。

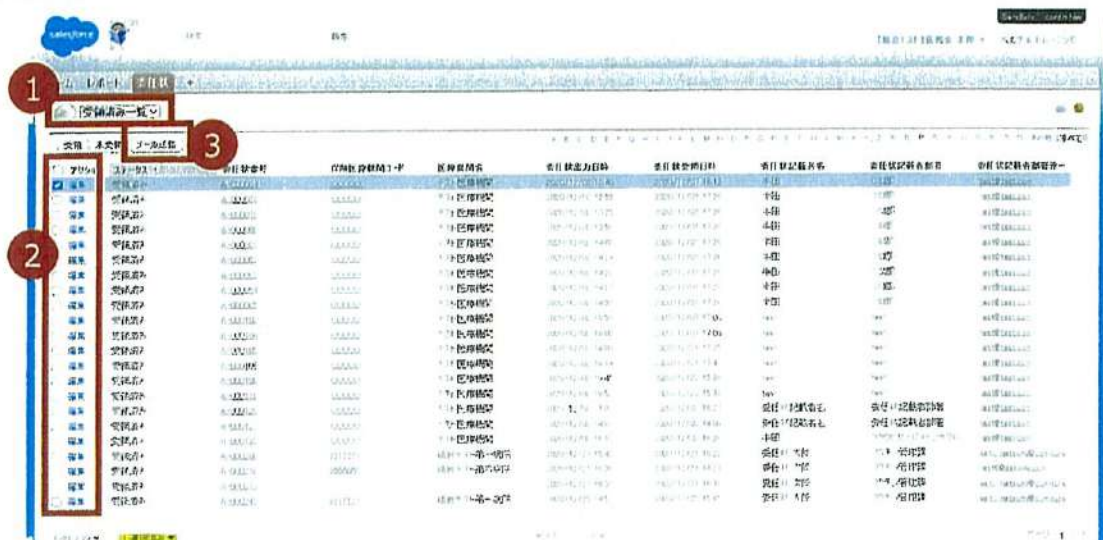
受領登録済みの委任状の一覧が表示されます

2 メールを送信する委任状のチェックボックスにチェックをつけます。

※ 受領済みの委任状を未受領に戻したい場合は、該当レコードの左部のチェックボックスにチェックを入れ「未受領」ボタンを押下してください。

3 「メール送信」ボタンを押します

該当するメールアドレス宛にメールが自動で送信され、「●●」の列にメール送信日時が表示されます。



2.2 受領通知のメールを送信する の手順はこれで終わりです。

ワクチン接種受付システムサービスデスク

以下の場合、ワクチン接種受付システムサービスデスクにお問合せください。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種契約受付システムの操作でお困りの場合
- ・ ログイン「ユーザ名」をお忘れの場合

※1月18日～：ワクチン接種契約受付システムサービスデスクのサービス開始

電話番号 : 050-3174-1505

対応時間 : 8:30～19:00（土日祝を除く）

資料 6

事務連絡
令和3年2月2日

各郡市医師会長 様

埼玉県保健医療部長 関本 建二

新型コロナウイルスワクチンの医療従事者等向け接種の割当て医療機関の
確認について（依頼）

日頃、本県の感染症対策に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。
す。

また、医療従事者等の接種体制の整備に関する照会に、短い期間にも関わら
ず御回答に御協力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、これまで各郡市医師会から御回答いただきました、A・B病院の割振
りや連携先医療機関の決定、各郡市医師会区域内の地区割と、各医療機関から
御回答いただいた接種予定者数を基に、各地域における地区別・接種医療機関
別の割当て案を作成いたしました。

各郡市医師会におかれましては、別添の割当医療機関リストにより割当て案
を御確認いただき、修正がある場合は、下記の「修正方法」により修正をお願
いいたします。

回答期限につきましては、予診票に同封する文書の印刷の都合上、令和3年
2月9日（火）までとさせていただきます。短い期間での依頼になり、申し訳
ございませんが、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、併せまして、他院の医療従事者の接種を行うA・B病院には、同時に
発出する、「医療従事者のワクチン接種に係る予約受付サイトの利用について
（依頼）」により、予約受付サイトの利用の御意向を確認いたしますので、各郡
市医師会におかれましては、対象となるA・B病院への御案内をお願いいたし
ます。

担 当

新型コロナウイルスワクチンチーム
（感染症対策課内）

048-830-7507・7508
a3510-22@pref.saitama.lg.jp

「割当医療機関」の修正方法について

当ファイルの構成について

- この Excel ファイルには、「地区別」の割当て表と「接種医療機関別」の割当て表の2つのシートが入っています。
- 地区別の割当て表のルールを基に、「接種医療機関別」の割当て表を自動的に反映しています。（一部例外あり。下記の修正の方法②参照）

修正の方法

- ① 字ごとの接種医療機関の割振りを変更する場合は、「地区別」の表の「接種医療機関名」を変更し、変更箇所を赤字にしてください。「接種医療機関別」の割当て表にも自動的に反映します。
- ② 次の場合は、①の修正を行っても、自動的に「接種医療機関別」の割当て表には反映しませんので、手修正を行います。
（手修正を要するケース）
 - 自院の医療従事者を自院で接種すると見込まれる医療機関（A病院、B病院、連携型医療施設）を割当てる場合
 - 1つの字に2つ以上の接種医療機関が割り当てられている地区にある医療機関（同じ字の1丁目～3丁目は〇〇病院、4丁目～6丁目は△△病院という割振りを行った地区にある医療機関）の割当てを変更する場合
- ③ 字ごとの基本的な接種医療機関の割当ては変更しないものの、個別の医療機関の接種先を変更する場合は、「接種医療機関別」の表の、「接種医療機関名」を変更し、変更箇所を赤字にしてください。（関数が入っているセルも上書きしてしまってもかまいません。）
- ④ A・B病院の割振り後に、超低温冷凍庫設置を設置することとなった診療所が自院の医療従事者に接種する場合については、反映しきれていない場合がありますので御確認いただき、必要な場合は修正をお願いいたします。（接種医療機関を「自院で接種」と修正してください。）
- ⑤ 短期間で集計したため、各都市医師会の御意向の反映漏れ等ありましたら、大変申し訳ございませんが、同様の方法で修正をお願いいたします。

注意点

- 本照会において御回答いただいた「接種医療機関名」は、予診票を発送する際に同封する文書に、各医療機関の接種先医療機関として表示することを予定しております。回答期限まで十分な時間がとれず申し訳ございませんが、十分御確認いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン地区別接種医療機関

郡市医師会名	住所		接種医療機関名
	市区町村	字	
浦和医師会	さいたま市桜区		
浦和医師会	さいたま市桜区	大久保領家	西部総合病院
浦和医師会	さいたま市桜区	上大久保	西部総合病院
浦和医師会	さいたま市桜区	五関	西部総合病院
浦和医師会	さいたま市桜区	在家	西部総合病院
浦和医師会	さいたま市桜区	栄和	西部総合病院
浦和医師会	さいたま市桜区	桜田	西部総合病院
浦和医師会	さいたま市桜区	新開	西部総合病院
浦和医師会	さいたま市桜区	下大久保	西部総合病院
浦和医師会	さいたま市桜区	宿	西部総合病院
浦和医師会	さいたま市桜区	昭和	西部総合病院
浦和医師会	さいたま市桜区	白鉄	西部総合病院
浦和医師会	さいたま市桜区	神田	西部総合病院
浦和医師会	さいたま市桜区	田島	三愛病院
浦和医師会	さいたま市桜区	塚本	西部総合病院
浦和医師会	さいたま市桜区	道場	西部総合病院
浦和医師会	さいたま市桜区	中島	西部総合病院
浦和医師会	さいたま市桜区	西堀	西部総合病院
浦和医師会	さいたま市桜区	町谷	西部総合病院
浦和医師会	さいたま市桜区	南元宿	西部総合病院
浦和医師会	さいたま市桜区	山久保	西部総合病院
浦和医師会	さいたま市浦和区		
浦和医師会	さいたま市浦和区	大原	JCHO埼玉メディカルセンター
浦和医師会	さいたま市浦和区	上木崎	JCHO埼玉メディカルセンター
浦和医師会	さいたま市浦和区	木崎	さいたま市立病院
浦和医師会	さいたま市浦和区	岸町	JCHO埼玉メディカルセンター
浦和医師会	さいたま市浦和区	北浦和	JCHO埼玉メディカルセンター
浦和医師会	さいたま市浦和区	皇山町	JCHO埼玉メディカルセンター
浦和医師会	さいたま市浦和区	駒場	JCHO埼玉メディカルセンター
浦和医師会	さいたま市浦和区	神明	JCHO埼玉メディカルセンター
浦和医師会	さいたま市浦和区	瀬ヶ崎	JCHO埼玉メディカルセンター
浦和医師会	さいたま市浦和区	大東	JCHO埼玉メディカルセンター
浦和医師会	さいたま市浦和区	高砂	JCHO埼玉メディカルセンター
浦和医師会	さいたま市浦和区	常盤	JCHO埼玉メディカルセンター
浦和医師会	さいたま市浦和区	仲町	JCHO埼玉メディカルセンター
浦和医師会	さいたま市浦和区	針ヶ谷	JCHO埼玉メディカルセンター
浦和医師会	さいたま市浦和区	東岸町	JCHO埼玉メディカルセンター
浦和医師会	さいたま市浦和区	東高砂町	JCHO埼玉メディカルセンター
浦和医師会	さいたま市浦和区	東仲町	JCHO埼玉メディカルセンター
浦和医師会	さいたま市浦和区	前地	JCHO埼玉メディカルセンター
浦和医師会	さいたま市浦和区	三崎	さいたま市立病院
浦和医師会	さいたま市浦和区	元町	JCHO埼玉メディカルセンター
浦和医師会	さいたま市浦和区	本太	JCHO埼玉メディカルセンター
浦和医師会	さいたま市浦和区	領家	JCHO埼玉メディカルセンター
浦和医師会	さいたま市南区		
浦和医師会	さいたま市南区	内谷	三愛病院
浦和医師会	さいたま市南区	円正寺	共済病院
浦和医師会	さいたま市南区	大谷口	共済病院

資料 7

事務連絡
令和3年2月2日

各郡市医師会長 様

埼玉県保健医療部長

医療従事者のワクチン接種に係る予約受付サイトの利用について（依頼）

日頃、本県の感染症対策に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、本県では、新型コロナウイルスワクチンの医療従事者優先接種を行う医療機関が、地域の医療従事者からの接種予約を受ける際の事務負担を軽減するため、予約受付のポータルサイトの構築を検討しております。

当該ポータルサイトが提供できるようになった際には、県内の医療従事者が同じ環境で接種の予約を行えることが望ましいため、できる限り接種を行う医療機関には当該サイトを利用していただきたいと考えております。

つきましては、以下のとおり、該当する医療機関において利用することについて差し支えないか確認依頼をお願いいたします。

記

1 予約受付サイトの概要（予定）【別紙1】

使用可能期間：令和3年2月～6月

予約受付サイト：ポータルサイトから医療機関を検索後、各医療機関の予約受付ページに移動し、予約を行います

※県の提供する予約システムではなく、病院独自の方法をとる場合は、その手法（HPのURL、電話番号等）のみ掲載させていただければと思います

2 予約受付サイトに掲載する医療機関の要件

他の医療機関の医療従事者の接種を実施する医療機関

※自院の医療従事者（自院で作成した接種者リストの掲載者）のみ接種する場合は対象となりません

3 回答期限・方法

（1）回答期限 令和3年2月12日（金）17:00【必着】

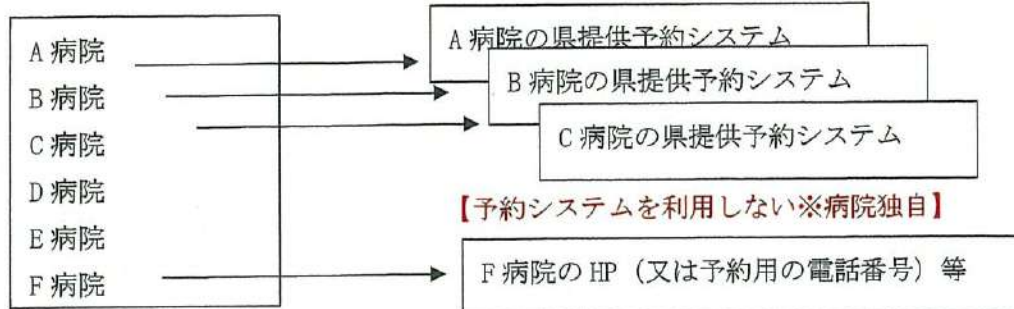
（2）回答方法 別紙2により、裏面の県新型コロナウイルスワクチンチームへ各医療機関から直接メールで回答

（3）対象 全医療機関回答をお願いいたします

▼イメージ

<予約受付ポータルサイト>

【県提供予約システム】



担 当

新型コロナウイルスワクチンチーム（感染症対策課内）

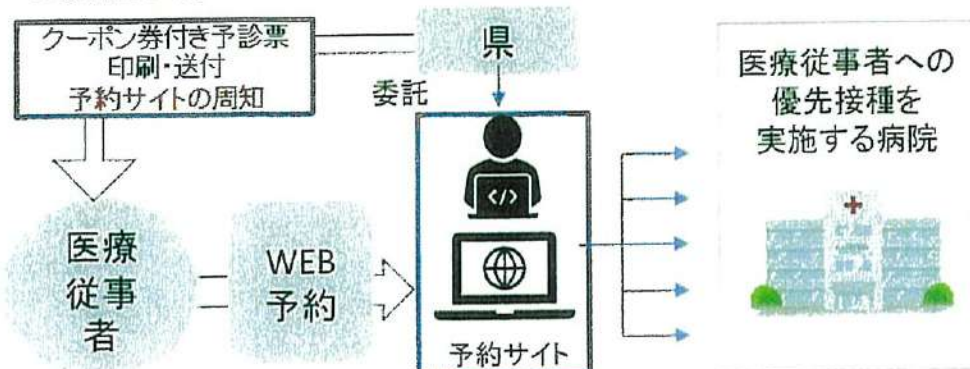
電話：048-830-7508

MAIL：a3510-22@pref.saitama.lg.jp

提供する予約受付サイトについて（予定）

1 予約受付サイトについて

○接種予約のための予約サイトを接種病院に提供



○接種を対象となる医療従事者は、インターネットの予約受付サイトから病院等を選び、各病院等のページから空き時間を確認し、予約ができます

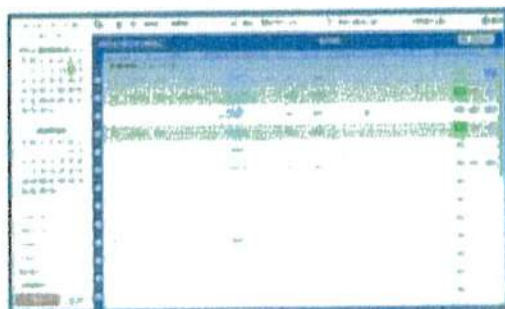
○接種を実施する病院等は、接種者の予約電話対応等が不要になり、予約システムにて、予約状況を把握できるようになります

（インターネットが利用できない方には、電話での予約対応をお願いいたします）

○病院側の予約枠の設定については、業者に希望を伝え、初期設定を代行設定してもらうことができるため、簡単に準備が整います

○また、予約枠の変更操作等も電話等でサポートを受けることができます

<病院側の管理画面イメージ>



順番受付



時間受付



2 サポート体制について

- (1) 初期の予約カレンダー設定は、業者に代行設定依頼が可能です
※2月下旬以降に、業者から各病院等の利用ID及び予約枠設定のアンケート等を連絡いたします。業者に予約枠等について直接連絡いただくことで設定が完了します
- (2) 管理者画面の操作マニュアルを送付します
- (3) 操作について電話等でサポートを受けることが可能です
(平日 9:00~18:30)
※原則、操作は各医療機関でお願いしますが、操作が難しい場合には、業者にお電話いただき、遠隔サポート等を受けることも可能です

3 動作環境・端末について

- 予約システム（管理画面）は、インターネット環境があれば、一般的なパソコンやタブレット等から御利用いただけます（推奨はパソコン）

4 病院等が利用するにあたってのスケジュール

- (1) 2月下旬以降：業者からID及び初期設定のアンケートの連絡
- (2) 3月1日以降：県予約受付サイトを公開予定
※予約枠設定が未完了の病院等は、サイト公開後に、順次準備が整い次第、設定いただいて大丈夫です
- (3) 詳細情報は、今回回答いただく担当者宛て随時メールで連絡いたします

5 その他

(1) 予約受付サイトについて

- ・医療従事者に限定公開します（県から対象者にURLを送付）
- ・予約者は、割り当てられた地区の病院等を、検索窓等で検索し、該当病院等のページから予約します
- ・予約者には、「氏名、性別、生年月日、住所、電話連絡先、メールアドレス等」の情報を入力いただきます
※備考欄の設定等も医療機関の希望に合わせて設定可能
- ・予約後、予約者に対し予約確定内容が通知されます
- ・予約後、キャンセル及び再予約が可能です

(2) 病院側の管理機能等について

- ・管理者IDは1医療機関ごとに、1つ発行します
- ・医療機関が、予約時間枠を5分単位で設定可能です
- ・予約完了ごとの通知受取機能があり、当該設定は解除も可能です
- ・過去の予約者情報について蓄積、管理可能です
- ・1か月の予約対応件数等は、設定により変更可能で上限数の指定はありません
- ・予約者情報についてCSVのファイル形式で出力可能です

予約受付サイトの利用について(メール回答票)

【 期限:2月12日(金)17:00 】

※業者発注の関係で、×切りを厳守とさせていただきます

提出先:新型コロナウイルスワクチンチーム
a3510-22@pref.saitama.lg.jp

提出:医療機関名	回答提出者 ※必須	
	氏名	連絡先(電話)

1 予約受付サイトの利用について

▼以下、該当するものに○をつけてください

(1) 予約受付ポータルサイトに掲載し、予約システムも活用する	(2) 予約受付ポータルサイトに掲載するが、病院独自の予約方法で実施

2 予約受付サイト及び予約案内チラシに掲載する内容

▼予約受付ポータルサイト及び予約案内チラシに掲載する情報について、以下入力ください

※記載内容は業者がそのまま転記掲載いたしますので、正確に御記載ください

医療機関名		
医療機関住所	市町村名	区・大字(字)・番地・号
ネット予約ができない方向けの問い合わせ先(電話番号)	代表電話又は、優先接種の予約に関する専用の問い合わせ先等を記載してください	
予約方法について ※県提供システムを利用しない場合はご記入ください ※こちらは、サイトのみ掲載	①HPへの誘導であれば、HPのURL先を記載 ②病院独自に予約対応する場合には、その方法を御記載ください ③期限内回答が困難な場合は、いつ頃御提供いただけるか御記載ください	

⇒1で(2)回答の方は、ここまでの回答で終了です

3 予約受付サイトに関する担当者連絡先

▼県及び予約受付サイトの受託事業者からIDや初期設定に関し、連絡がいくことを想定した御担当者様の情報を記載願います

担当者所属		
担当者名		
連絡先(電話)		
連絡先(FAX)		
メール (IDを御連絡する先)		
利用に関する業者からの連絡可能時間	午前()時から	午後()時まで

【参考】 スケジュールについて

月日	曜日	地区割当について	予約受付サイト等の利用意向確認	予診票の発行等
2月1日	月			
2月2日	火	県⇒医師会(依頼) ①他院の者を接種する医療機関 の確認含めた地区割の最終版の 確認依頼 ②他院の者を接種する医療機関 には、システム利用の意向照会の 実施依頼(2/12までに病院が県に 回答できるように2/9までには病 院に照会)		
2月3日	水	↑		
2月4日	木			
2月5日	金			
2月6日	土			
2月7日	日			
2月8日	月	↓		
2月9日	火	医師会⇒県(回答)	医師会⇒各医療機関(依頼) ※県は地区割回答のあった医 師会に、続いて予約サイトの利 用確認を送付してくれたか電話 確認(各郡市医師会)	地区割当に基づいて医療従事者 に接種場所の通知準備
2月10日	水		↑	↑
2月11日	木		↓	
2月12日	金		各医療機関⇒県(回答)	
2月13日	土			
2月14日	日			
2月15日	月		県⇒業者※実数契約	
2月16日	火		※業者が病院との調整開始	
2月17日	水		↑	
2月18日	木			
2月19日	金			
2月20日	土			
2月21日	日			
2月22日	月			
2月23日	火			
2月24日	水			↓
2月25日	木			発送予定
2月26日	金			
2月27日	土			
2月28日	日		↓	
3月1日	月		県予約受付サイト公開	

※サイトに、各医療機関が一斉予約開始ではない旨記載
※公開タイミングは、医療従事者本人に随時サイトを確認してもら
う